
資 料

スウェーデン法訳語集 (1)**萩原金美****はじめに**

本稿は、スウェーデン法の訳語集に関する覚え書である。やがてはその集成とさらなる推敲の結果として、ささやかながらスウェーデン法律用語辞典と称しうるようなものを編んでみたいというひそかな野心がある。(今日のような複雑な法化社会の時代に、一国の法律用語辞典を単独で作るような作業は、法律学のレオナルド・ダ・ヴィンチでもなければ不可能かも知れない。もとより私の野心なるものは、一種の私家版訳語集としてのスウェーデン法律用語辞典を作る程度のことにとどまる。)

菲才・怠惰な身にとって、残された人生の時間内で果たしてそれが可能かどうか自信はない。私の前には、訴訟法の分野での仕事とくにスウェーデン訴訟手続法の新訳の完成という大きな課題が存在する*。それなのに、どうしてこんな浮気心が湧いてきたのか。自分でもいささか不思議な気がする。

最近、スウェーデン法に関心を示す研究者や実務家が増えてきた。その人たちは自分の差し迫った研究上ないし実務上の関心からスウェーデン法に関する知見を求めており、スウェーデン語やスウェーデン法に関する基礎知識を有していない場合が多いと思われる。英独仏とくに英語を通じてスウェーデン法の文献資料に接するのが通例かも知れない。そういう人たちがより正しくスウェーデン法に関する情報を理解するのに役立つ、またスウェーデン語の法律文献を読む努力を惜しまない場合の労苦を少しでも軽減するために、たとい簡単なものでもスウェーデン法に関す

る日本語の用語辞典が存在することが有益だろう。そして、それを作ることはスウェーデン法の一部にせよ長らくその研究にコミットしてきた者に課せられた義務かも知れない（他の外国法の分野と異なり、スウェーデン法研究のジェネナリストといいうるような人は存在しないのである）。そんな思いにかられて、ともかくスウェーデン法の辞書作りに向かって蝸牛の歩みを始めてみようかという気になった。当面の研究課題を片付けてからでは何時のことになるか分からぬので、それと平行させてやるしかない。それに、この仕事を通じて自分自身のスウェーデン全般に関する基礎知識をより確実なものにでき、それは専門分野の研究にも必ず役立つという期待もある。

この仕事に着手しようとする今ふと脳裏をよぎるのは、わが国における外国法辞典の濫觴というべき三淵信三『獨逸法律類語異同辨』（1935、有斐閣）や増島六一郎『英法辞典』（1943、有斐閣）のことである。自分を両大家に比するような不遜の念は毛頭ないが、そのひそみに倣いたいという思いを否定するつもりもない。

実は漠然と、この種の仕事は故菱木昭八朗博士がやってくくださるかと思っていた。生前の菱木さんとこのことについて話し合った記憶はないけれど、同氏は私などよりもはるかにスウェーデン法全般に通じておられ、またスウェーデン法の研究に時間とエネルギーの全てを捧げてこられたとあってよい方だからである。その際には、訴訟法の面で応分のお手伝いぐらいさせていただくつもりだった。が、菱木さんは2004年5月とうとう不帰の客になられてしまった。氏と犯罪学・刑事法の坂田仁博士と私の三人は、スウェーデン法研究のいわば第一世代に属し、時々集まってスウェーデン法をめぐる雑談に興じたりしていたのだが、それも今は懐かしい思い出である。

「そもそも訳語というものは学者の学問的営為の重大な成果に属する」とは、ローマ法学者柴田光蔵教授の至言である（同・後掲『法律ラテン

語辞典』i頁)。先人による訳語の絶無に近いスウェーデン（訴訟）法の分野で、かねて的確な訳語の決定に苦しんできたが、この訳語集の仕事を始めるにあたって、改めて責任の重大さ、そして仕事の意義を痛感する。怠けず焦らずゴールを目指したい。（この仕事を始めてから、自分のスウェーデン法に関する知識がいかに浅薄かつ限られたものであるかを日々思い知らされている。同時に未知のことを少しでも知るの大きな喜びでもある。）

以上、蝸牛の決意の表明として記す次第である。（2004年11月晩秋）

- * スウェーデン訴訟手続法全文の拙訳は、「スウェーデン刑事訴訟法—訴訟手続法における刑事手続に関する特則（上訴関係を除く）—」神奈川大学法学研究所研究年報15号（1996）、「訳注スウェーデン訴訟手続法（1）—民事訴訟法・刑事訴訟法—」神奈川法学31巻2号（1997）、「訳注スウェーデン訴訟手続法（2・完）—民事訴訟法・刑事訴訟法—」神奈川大学法学研究所研究年報16号（1997）に掲載されている。その後の多くの法改正を踏まえ、さらに訳文を推敲して新しい完訳を提供することが、残念ながらおそらくは日本におけるただ一人のスウェーデン訴訟法研究者であろう私に課せられた任務かと考えている。

凡 例

今後、多少の変更がありうることを留保するが、本訳語集を編むにあたっての基本方針というべきものを述べておく。

1 見出語は、スウェーデン最初の法律用語辞典であり、現在まで版を重ねている Sture Bergström et al., *Juridikens termer*, 9 upplagan, 2002, Almqvist & Wicksel を中心として、適宜その他の文献からも採録した。その選択はかなり主観的であるが、日本人にとって分かりにくいもの、英独仏語やその法系の法律用語の類推から一見理解が容易そうであるため誤解しやすいものなどを優先的に選んだつもりである。この意味で若干の見出語には〔 〕で英訳も添えた。なお、やや蛇足的な説明も〔 〕で行った。読者のご参考になれば幸いである。

2 語義の説明についても、おおむね見出語の決定と同様の考慮をしたので、説明に繁簡精粗があることを了承されたい。なお、説明の字句中 * を付したものは見出語であることを示す（「みよ」「参照」とある語は、全て見出語であるから、* を付してない）。

3 法律名および法条は必要ないし有益と思われる場合に示した。法律名は原則として訳語のみであるが、SFS（後述参照）の法令番号が付してあるので、原語を探るのは容易なはずである（ただし、基本法および後述の balk には法令番号が付されないことに注意）。なお、法条については「第」を略した。すなわち、「1章1条」は「第1章第1条」のこと。念のため。

4 訳語の決定にあたっては、わが国で刊行されている各種の法（律）学辞典、外国法（用語）辞典を参考にした。とくにラテン語の訳については、なるべく柴田光蔵『法律ラテン語辞典』（1985、日本評論社）に倣うようにした。

5 国際（公）法の用語は原則として除外し、税法については一般的なものだけを掲げた。実際上の必要の考慮ないし私自身の能力の制約による。

6 最近の法律辞典は EU 法に関連する用語の収録に熱心であり、またその豊富さを誇る傾向がみられる（これはスウェーデンの読者層に対する実用的配慮としては当然のことである）。その反面、従前登載されていた語が若干削除されており、中には外国法としてのスウェーデン法学習者にとって削除が惜しまれるものもある。EU 法関係のスウェーデン語は英独仏による理解が容易なはずであるから、本訳語集では原則として割愛することにした。他方、削除された語についてもスウェーデンの法伝統、法文化の理解に資すると思われるようなものは収めた。

7 上掲の拙訳は、それぞれ「スウェーデン刑事訴訟法」、「スウェーデン訴訟手続法（1）」、「スウェーデン訴訟手続法（2）」として引用する。また、拙著『スウェーデンの司法』（1986、弘文堂）、同『訴訟における主張・証明の法理—スウェーデン法と日本法を中心に—』（2002、信

山社), ハンス・ラーグネマルム, 拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説—福祉国家における行政と法的正義—』(1995, 信山社) も書名のみ(副題省略)で引用する。

Sveriges rikets lag, lagboken (スウェーデン王国法律全書, 法書(略称)) について——読者の便宜のために——

これはわが国のいわゆる大六法全書に相当するものである。その構成は、スウェーデン最初の統一的法典である1734年の Sveriges rikets lag (スウェーデン王国法典) のそれを基本的に維持しており(同書の表題), しかもスウェーデンの法制度はパンデクテン・システムを採用していないので, その使い方はなかなか難しい。そこでまず, この法律全書についてあらかじめ若干説明しておくことにする。(冒頭部に三つの基本法(および関連法令)と「裁判官規則」*が掲載されているが, その説明は割愛する。)

本編は, 基本的に1734年法の構成のままである。すなわち王国の全法律を一体として, その各分野を balk(部)に分ける。例えば, rättegångsbalk (訴訟手続法の部) のように。これが訴訟手続法典(民事・刑事訴訟法典)である(ちなみに, 訴訟法が民・刑事統一法典であるのはスウェーデン法の特色の一つである)。新しい balk として miljøbalk (環境法), また lag の名を有するものとして fastighetsbildningslag (不動産形成法), skadeståndslag (損害賠償法) 等がある。13の部に大別されており, 各部のしかるべき箇所に関係する法令が挿入されている。例えば, わが国の民法(財産法)の主要部分に相当する「契約法」, 「売買法」は handelsbalk (商法の部)に含まれている。条文によっては詳細な参照判例が付けられている。

本編に続き bihang (補遺)として, 本編に収録すべきものとみられない法令が掲載されている。量的にはこちらがはるかに多く, 年次順に収められている。なお, 詳細な法令索引と事項索引が付いている。本書は私的出版物であるが(Norstedts の刊行), 公私の法律事務に関わる機関・職員にとって必備の文献とされている(重厚長大だが, 参照判例も付い

ているので机上の利用には便利である)。

法学生もこれを利用しなければならないけれど、1998年から法学教育上の便宜などに配慮した Svensk lag (スウェーデン法律集) と題する法令集が、ウプサラ大学のリンドブローム (Per Henrik Lindblom) 教授らの編集により発刊されるにいたった (Iustus förlag 刊行)。こちらは法令の全体を20の分野に分類して掲載している。例えば、「9 不動産法」、「10 財産法」、「11 損害賠償および保険法」、「16 家族法」などである。量的には有斐閣の小六法程度の感じである (編者は「小 lagboken」と称する)。

なお、lagboken に掲載されていない法令を調べるためには、歴大な Svenska författningssamling (略称 SFS, スウェーデン全法令集) をみる必要がある。原則として全ての法令には SFS の法令番号が付されている。

- * 「裁判官規則」については、坂田仁「スウェーデン裁判官規則」(翻訳及び解題) 法学研究71巻10号(1998)がある。拙著『スウェーデンの司法』(1985, 弘文堂) 30-31頁も参照。

Aの部

AB 株式会社 (の略語)。aktiebolag もみよ。

AB 72 1972年の「建設工事(等)請負契約約款」。建設業の契約委員会(BKK)が1972年に作成・採用した建設工事等請負契約に関する約款。ABは allmänna bestämmelser (約款) の略語。なお、関連する標準約款としては総合建設契約に関する ABT およびコンサルタント契約に関する ABK が存する。

AB 92 AB 72を1992年に改定したもの。

AB 04 AB 92を2003年に改定したもの。

abandonering (海商法の) 委付。

abdikation (tronavsägelse) 退位。

aberratio ictus 打撃(方法)の錯誤。

abolition (犯罪行為に対する) 法執行の放棄。特別の理由が存するとき
は、政府は犯罪行為に関する捜査・訴追の続行の放棄を決定すること
ができる(統治組織法11章13条2項)。文理上個別的にも集合的にも可
能である。[この制度は1974年の統治組織法で明文化されるまでは基本
法に明文の根拠がないまま、恩赦権の発出としてこの名称のもとに運
用されていた。現在でも法定の名称ではない。]

abort 妊娠中絶。

absolut regel 強行規定。

absoluta äktenskapshinder 絶対的婚姻障害。äktenskapshinder もみよ。

absorption (会社の) 吸収合併。

absorptionsprincipen 吸収主義。複数の犯罪に共通する科刑にあたって
は、軽い罪の刑罰は重い罪の刑罰に吸収されるとする刑法上の原則。

abstrakt fara (刑法の) 抽象的危険。

abstract fel (objektivt fel) 抽象的(客観的)瑕疵。若干の通常基準か
ら乖離する瑕疵。fel もみよ。

abstrakt normkontroll 抽象的規範統制。個別的事案の判断と関係なく、法
令の基本法適合性を審査すること。konkret normkontroll 参照。

accept ①手形の引受。②契約における申込みの承諾。

acceptant ①手形の引受人。②契約の承諾者。

accessio (accession) 附合。specifikation 参照。

accseeion (adhesion) 条約への加盟。従前その起草に関与したかまたは
政府が署名していた場合は ratifikation (批准)*。

accessorisk 附帯の、附従性の。例えば、利息債権の存在の元本債権、保
証債務の主債務に対する関係。名詞は accessorietet。

accidentalia negotii 法律行為の偶素。当該契約類型に当然には関連がな
く、したがって当事者間にこれに関する明示の合意がある場合にのみ適
用されるような契約関係の事項。

accis 物品(製造・販売)税。国内における商品の製造または販売に課
される租税。例えばタバコ税。

accrescens 相続分等の増加。他の共同相続人の相続分の放棄等の場合に生ずる相続人または受遺者の相続分等の増加。

acklamation 賛否（口頭）決議。賛成または反対の口頭による集团的決議。

ackomodationsväxel 融通手形。実際取引でなく、金銭貸借に基づき振り出された手形。

ackord 和議。一般に、債権者と債務者との間における、本来の債権の一部放棄または爾後の全額弁済の保証を条件として弁済の猶予を認める旨の合意。dividendackord, likvidationsackord, moratorieackord, tvångsackord, underhandsackord 参照。

akusatorisk process 弾劾主義訴訟。inkvisitorisk process（糾問主義訴訟）に対置される。

actio negatoria (negatorisk äganderättstalan) 所有権に基づく妨害排除請求権。

actio quanti minoris 売買代金減額訴訟。売買された物の瑕疵に基づく代金減額請求を表すローマ法の用語。

actor (aktor) 原告, 検察官。

AD 労働裁判所（の略語）。arbetsdomstolen もみよ。

adatoväxel (datoväxel) 日付後定期払手形。

adcitation 訴え提起なしの新当事者に対する訴訟係属の発生。訴訟係属中における訴訟対象の譲渡の場合、譲受人は相手方の申立てに基づき訴訟に当事者として参加する義務を負う（訴訟手続法13章7条3項）。この場合に譲渡人は訴訟から脱退せず、譲渡人に対する訴訟において訴え提起なしに係属した譲受人に対する新訴が共同審理されることになる。講学上 adcitation といわれる。

adekvans (adekvat kausalitet) [proximate cause] 相当因果関係, 近因, 主因。

adhesion (sprincip) 附帯（主義）。刑事訴訟における公訴の提起とともに損害賠償請求訴訟も提起され、共同して審理・判決がなされるこ

と。附帯主義という表現は損害賠償請求が刑事訴訟の附属物にすぎないような印象を与えるので、現行法規整に適合せず好ましくないという見解もある。

adjunktion 代行, 出向。当該裁判所, 行政機関等の構成員でない者が, その構成員として1時的に執務すること。スウェーデンでは伝統的に多く行われている (とくに高等裁判所において)。

administrativ domstol 行政裁判所。förvaltningsdomstol もみよ。

adoptant 養親。

adoptivbaran 養子。

adpertenens (tillbehör) 従物。fast egendom 参照。

advokat 弁護士。[スウェーデンの弁護士の資格要件は, 世界でも最も厳格なものに属する。わが国の司法試験に相当する法学部の卒業試験に合格すると法律家 (jurist)* であるが, 弁護士になるためには原則として, 5年以上法律実務 (そのうち少なくとも3年間は弁護士の実務) に従事したうえで, スウェーデン弁護士会 (公的法人) に入会を承認されることを要する。それ以外の者が弁護士の称号を用いることは刑法上の犯罪である (刑法17章15条3項)。裁判官, 検察官の前歴を有していても3年間の弁護士の実務という要件を欠くときは, そのまま弁護士になることはできない。弁護士でなくて弁護士事務所において執務する法律家を biträdande jurist (弁護士補) という。他方, 弁護士の法律実務は誰にでも許容されているので, 法律家が個人で弁護士の法律業務を3年以上行って弁護士になることは可能である。なお司法実務修習 (生) については notarie (tjänstgöring) 参照。英訳で, たんに lawyer としているものもあるが, 注意を要する。]

afidavit 法律上の事項に関する宣誓した上での供述書。

affliktiva straff 身体刑。例えば鞭打ち。

a fortiori さらに強い論拠をもって。

aktiebok 株主名簿。

aktiebolag 株式会社。AB*と略称する。

aktiebrev 株券。

aktieteckning 株式の引受。

aktionär (actionist) 株主。

aktiv legitimation 証明付き弁済受領資格。legitimation もみよ。

aleatorisk 偶然に基づく。例えば、宝くじの賞金に対する権利について用いられる。

allmansrätt 公衆の自然利用権。全ての社会成員が、他人の所有地において自由に通行し、いちご・きのこ・花卉類を採取し、水浴することなどができる権利（若干の例外は存する）。伝統的に存在するユニークな権利。基本法で保障されている（統治組織法2章18条3項）。〔public right という英訳があるが、これだけでは意味が良く分からない。〕

allmän domstol 通常裁判所。tingsrätt（地方裁判所）*、hovrätt（高等裁判所）*、Högsta Domstolen〔最高裁判所〕*から成る。

allmän förmånsrätt 一般優先弁済権。破産（会社更生等も含む）の場合に債務者の破産財団から優先弁済を受けうる権利。例えば、労働賃金および租税に関する優先弁済権。förmånsrätt もみよ。

allmän försäkringskassa〔social insurance office〕 社会保険事務所。

allmän förvaltningsdomstol 一般行政裁判所。länsrätt（行政地方裁判所）*、kammerrätt（行政高等裁判所）*、Regeringsrätten（行政最高裁判所）*から成る。

allmän handling 公文書。国または地方自治体が作成し、保管し、または提出された文書で、原則として公文書公開の対象となる。

allmän korsning（小切手の）一般線引。checkkorsning もみよ。

allmän plats 公共の場所。秩序が維持され、かつ公衆の利用に供されている土地、ならびに公衆のコミュニケーションに供されるか、または事実上利用されるその他の土地（部分）。刑法16章16条は公共の場所における秩序違反の罪について規定する。

allmänprevention 一般予防。generalprevention もみよ。

allmän process 通常訴訟。通常裁判所が取り扱う訴訟。

- allmän rättslära** 一般法理論, 法理学。法の基本問題とくに一般的法概念および法原則ならびに法解釈の方法に関する理論。
- allmän sammankomst** 公衆の集まり。意見の表明, 講演, 宗教的礼拝または芸術作品の展示・上演のために公衆が集まること。
- allmän underrätt** 通常下級裁判所。現行法では地方裁判所をいう。[わが国と異なり, 高等裁判所は下級裁判所ではない。]
- allmän åklagare** 一般検察官。通常の意味での検察官のこと。riksåklagaren (検事総長), statsåklagare (国家検事), distriktåklagare (地方検事)に分かれる。
- allmänfarlig vårdslöshet** 公共危険の過失。過失による allmänfarliga brott (公共危険の罪)* における過失 (刑法13章6条)。
- allmänfarlig ödeläggelse** 破壊行為による公共危険の罪。爆発, 出水, 自動車・列車等の事故の結果, 他人の生命もしくは健康または全体的な財産の破壊の危険を惹起する行為 (刑法13章3条)。
- allmänfarliga brott** 公共危険の罪。価値ある財産, 複数人の生命またはその他の社会における重要な利益の侵害の危険に関する犯罪の総称。刑法13章の題名。
- allmänhetens pressombudsman (PO)** プレスオンブズマン。POは略称。
- allmänna arvsfonden** 公的遺産財団, 相続基金財団。相続人も受遺者も存在しない遺産を保有する statskontoret (行政管理庁) 管理の財団。この遺産は年少者や障害者の福祉のために用いられる。「公的遺産財団に関する法律 (1994 : 243)」がある。
- allmänna avgifter** 公租公課。統治組織法における租税等公的負担の総称。
- allmänna mål** 公的執行事件。kronofogdemyndighet (執行官局)* で取り扱う事件のうち公法上の債権とくに租税, 罰金, 関税等の徴収に関する事件のこと。執行官局は riksskatteverket (国税庁) の所管に属し, 私債権と公債権双方の執行を行う。enskilda mål 参照。
- allmänna reklamationsnämnden** [National Board for Consumer

Ccmlplaints〕 公共苦情処理委員会。一種の消費者裁判所として機能する。その判断は執行力を有せず、勧告的なものに過ぎないが、公表されるので事実上の強制力を伴う。商品の分野ごとに多くの部門があり、裁判官（経験者）を長とし、消費者、事業者双方の側を代表する委員によって構成される。

allmänna rättsmedel 通常上訴。rättsmedel もみよ。

allmänna tidningar (Post-och inrikes tidningar) 官報、郵便および内国時報。Svenska Akademien (スウェーデン学士院) 発行の国家的特権を有する日刊紙（一定の法的事項の公告・通知等はこれによることが必要）。その起源は1645年で、おそらくヨーロッパにおける最古かつ現存の新聞といわれる。

allmänning [common land] (一種の) 入会地。

allmänt forvar 供託。債権者を確知できないとき、債権者が受領を拒絶するときなどに、債務者が公的機関=länsstyrelse (県中央行政庁)*に金銭を委ねて法的責任を免れること。「金銭の供託による債務の支払に関する法律 (1927:56)」が規定する。

allmänt kriminalregister 犯歴簿。警察庁が保管する有罪判決を受けた者またはこれと同視される者に関する情報を記載した登録簿。

allmänt ombud 公共代理人。若干の税法関係の訴訟において公共を代理する訴訟代理人。

allmänt skadestånd 一般的損害賠償。労働法上の（重大な）協約義務違反に対する制裁として課される一種の慰謝料的損害賠償。講学上の名称。

allmänt vatten (—område) 公共水 (域)。不動産に含まれない水域。海洋、Vanern (ヴェーネルン) その他の四つの大湖。「公共水域の境界に関する法律 (1950:595)」が定めている。

allmänt åtal 公訴。enskilt åtal 参照。

allonge 裏書の補箋。

alluvium (alluvio) 沖積土。

almén-garanti 商品の引渡時における品質保証。garanti もみよ。

Alos 81 1981年に制定された公的部門への商品の供給に関する約款。riksrevisionsverket (王国会計検査院), Svenska kommunförbundet (スウェーデン地方自治体連合会), Landstingsförbundet (県自治体連合会), Sveriges industrieförbund (スウェーデン産業連合会) および Sverige grossistförbund (スウェーデン卸売業連合会) の間の協議の結果として成立。

analogisk lagtolkning 類推法解釈。lagtolking もみよ。

anbud 申込み。

anciennitet 先任権。

andelsätt 持分 (権)。動産, 不動産, 会社等における割合的権利。

andrahandspantsättning 次順位抵当権の設定。先順位抵当権の担保価値を侵害しない範囲における次順位抵当権の設定をいう。återpantsättning 参照。

andrahandupplåtelse 転貸借契約。例えば, 家屋賃借人がその用益権の一部を転貸すること。

anfäktfarhet 取消可能性。angriplighet* に同じ。

angivelsebrott 親告罪。

angriplighet 取消可能性。nullitet 参照。

anhållande 逮捕, 検察官勾留。〔拙訳「スウェーデン刑事訴訟法」56頁参照〕。

anhängiggöra mål 訴訟係属をさせる, 裁判所に訴を提起する。

animus 意思, 心素。

animus donandi 贈与意思。

animus possidendi 占有意思。

anknytningsfakutum (anknytningsmoment) (国際私法の) 連結点, 連結素。

anläggningsarrende 営業目的の不動産賃貸借。土地法11章が規定する。賃借人は借地上に倉庫, 工場, ガソリンスタンド, キオスクなど建物を

築造・維持し、営業活動を行うことができる。住居賃貸借よりも契約自由の範囲が広い。が、賃借人の終生または一年未満の賃貸借はこれに該当しない。

anmälningsskyldighet 届出義務。懲役が伴う犯罪の被疑者に対して、合理的な疑いなどは認められるが、身柄拘束までの必要がない場合に課される強制手段で、一定の日時に警察機関に届出をすべきことを命ずるもの（外国人関係の立法にも存在する）。〔スウェーデン法には保釈がないことを合わせ考えるべきである。なお、*reseförbud*（旅行禁止）*も同趣旨の制度である。拙訳「スウェーデン刑事訴訟法」57頁参照。この処分は検察官または裁判所が行う。〕

annuitetslån 元利均等払金銭消費貸借。

anonymitetsskydd 匿名保護。公表の目的を有する情報の著作者や提供者が匿名にとどまることを保護する権利で、「出版の自由に関する法律」（基本法）および「意見表明の自由に関する基本法」によって認められている。この保護は、文書、ラジオ、テレビ、フィルム、ビデオ、録音等に適用される。また、「秘密保護法（1980：100）」等にも匿名保護が規定されている。

anslutningsrätt 附帯権。破産財団に属する財産の強制競売の場合、最低競売申出価額がある債権者の債権額を超えるとき、この債権者は申出人と同様にこの価額が確定されることを求めることができる権利。

anslutningsvad 附帯控訴。民刑両訴訟に存在する。*vad* 参照。

anstiftan（犯罪の）教唆。

anstånd 期限の猶予。

anställningsavtal 雇用契約（公的雇用を含む）。*arbetsavtal* 参照。

anställningsblockad 新規雇用阻止。*blockad* もみよ。

anställningsskydd 雇用保護。雇用保護（公的雇用を含む）に関する強行法規による労働者保護のこと。「雇用保護に関する法律（1982：80）」がある。

ansvarighetsförsäkring 責任保険。*ansvarsförsäkring**に同じ。

ansvarighetskedja 責任連鎖。「出版の自由に関する法律」により出版物の内容について一定の順序に従い排他的責任を負うこと。同法8章が規定する。

ansvarsbegränsning 責任制限。契約当事者の損害賠償責任を一定額に制限する契約条項。

ansvarsfriskrivning 契約当事者の損害賠償責任を（若干の事実が存するとき）免責する契約条項。

ansvarsförpliktelse 責任引受け。ある時点である事実が存在すること、例えば運送品が運送の終了時において完全な状態であることの責任を引き受けること。

ansvarsförsäkring 責任保険。

ansvarsgenombrott (lifting the corporate veil) 法人格の否認。

ansvarsnämnden, hälso-och sjukvårdens ansvars nämnd [Medical Responsibility Board] 責任委員会、保健および医療責任委員会。医師その他の医療・保健関係者の綱紀・懲戒、免許の取消し等の問題について審査・判断する機関。法律家を長とし、8名の委員で構成される。手続は書面審査によるが、口頭でも行われうる。委員会の決定に対する不服申立ては *kammarätt* (行政高等裁判所)* にする。

ansökningsmål 申請事件。とくに「出版の自由に関する法律」において用いられる用語で、出版物について責任を負う者が存在しないとき、または国内においてその者に召喚状（訴状）の送達ができないときに、検察官または被害者の申請によって出版物の没収に関する訴訟手続が開始される事件。「客観手続」ともいう。同法9章5条が規定する。

anteciperad mora 予期された遅滞。債権者が弁済期前に履行の遅滞が生ずることについて十分な理由を有すること。債権者は直ちに契約を解除するなどの権利を有する。

antikretisk pant 用益質権。質権者が質権の存続期間内は質物を使用収益できる質権（馬の質の場合など）。

anvisning (assignation) 指図。指図人 (anvisaren, assignanten) から

被指図人 (assignaten) に対する第三者 (assinnatarien) への支払その他給付の指図, その内容の文書。

apatrid 無国籍。statlös* に同じ。

apolit 無国籍。statlös* に同じ。

appell 控訴。appellationsdomstol もみよ。

appellationsdomstol 控訴裁判所。överrätt (上級裁判所) ともいう。
revisionsdomstol, kassationsdomstol 参照。

apportegendom 現物出資財産。

arbetarskydd 労働者保護。「労働環境法 (1977:1160)」等に基づく労働における事故および不健康の防止等を図る安全措置。

arbetavtal 労働契約。雇用契約, 請負契約はその下位概念だが, 往々労働契約と雇用契約は同一視される。

arbetsbeting 製作物供給契約。対価に対して一定の労働の結果を給付する契約。売買法の規定が適用されるためには, 製作者が新たな物を完成したこと, およびその材料を自分で調達したことが要求される。この用語は現在ではあまり使われないう。なお, 建設請負契約はこの範疇に属しない。

arbetsdomstolen 労働裁判所。労使紛争に関する第一審で最終審の特別裁判所。未組織の労働者などは地方裁判所に提訴できるが, その上訴審は労働裁判所で, これが最終審である。労働裁判所は職業裁判官を長とし, 労使団体の代表その他によって構成される。「労働紛争における訴訟手続に関する法律 (1974:371)」がある。

arbetsgivaransvar 使用者責任。principalansvar もみよ。

arbetsinställelse 労使紛争手段。使用者側のそれ (ロックアウト) と労働者側のそれ (ストライキ) との総称。

arbetsledarklausul 労働指揮者条項。労働協約または雇用契約における, 労働指揮者は, その下位にある者の使用者に対する利益を擁護する目的から, 労働組合の組合員になることができないという条項。

arbetsmiljöbrott 労働環境犯罪。「労働環境法 (1977:1160)」により課せ

られる不健康または事故の防止のための措置を故意または過失で怠った結果、人の死傷その他の危険を生じさせる犯罪（刑法3章10条）。

arbetstagare 労働者（広狭二義がある）。狭義（民事法的概念）では雇用されている労働者のみを意味する（例えば「休暇法（1977：480）」が、広義（社会法的概念）では従属的受任者も含まれる（「共同決定法（1976：580）」－正式名称は「労働生活における共同決定に関する法律）。これに対応して、**arbetsgivare**（使用者）にも広狭二義があるわけである。

arbetstillstånd（外国人に対する）労働許可。

arbitrage 仲裁手続。skiljeförfarande もみよ。

arealförvärb 不動産部分取得。arealköp もみよ。

arealköp 不動産部分売買契約。不動産の一部または複数の不動産を構成する土地（mark）の一部等の売買。売買が有効になるためには売買契約の締結後6月以内に fastighetsbildning（不動産形成手続）*を申請することが要求される。

arra poenitentialis 解約手付。mul(c)ta poenitentialis もみよ。なお、違約金は avtalsvite*。

arrende [lease, leasehold] 不動産賃貸借。対象には水域も含む。土地法は農地賃貸借、宅地賃貸借等四つの賃貸借形態について規定する（8章ないし11章）。この用語は往々不動産賃貸借以外の用益権についても使われる。hyra 参照。

arrendenämnd 不動産賃貸借紛争処理委員会。不動産賃貸借紛争に関するあっせん・仲裁等を行う。委員会は法律家の長、賃貸人、賃借人双方の側の利益を代表する委員合計3名で構成される。建物賃貸借紛争についても同様の機関として同一の場所に hyresnämnd（建物賃貸借紛争処理委員会）があり、両者を含めて hyresnämnden och arrendenämnden [Rent and Tenancy Tribunals] と称する。その現在数は12。委員会の決定に不服があるときは、fastighetdomstol（不動産裁判所）*に不服の申立てができる。

arrest 拘束罰。かつて存在した軍における懲戒罰で、軍事刑務所における服役。現在スウェーデンには存在しない。〔「逮捕」と誤解しないよう注意。〕 *anhållande* 参照。

artificiell insemination 人工授精。

arv 相続。スウェーデン法では被相続人の死亡のみが相続原因である。相続人は *arvinge*。

arvskifte 遺産分割。

ascendent 直系尊属。直系卑属は *descendent*。

as is 現状のまま (売買)。船舶の売買契約について通常みられる条項。*befintligt skick* もみよ。

assertorisk ed (*bekräftelseed*) 確証宣誓。供与した情報の正確性 (例えば差し押さえるべき財産の不存在) を保証する宣誓。したがって情報の供与後になされる。*promissorisk ed* 参照。

例えば、高等裁判所代理判事 (*hovrättsassessor*) (裁判官養成教育の最終段階にある者)。

A-skatt (源泉徴収) 給与所得税。

association 団体。法人その他の私法上の社団。

a tempore scientiae 知った時から。法定の期間の起算点。

a tergo 案件の記録に (*a tergo*) に。案件の記録に記載され、かつ申請書類自体から分離された決定のことを *tergalresolution* という。

audiatur et altera pars もう一方の当事者 (の言い分) も聴かれるべし、という原則。双方審尋主義。

auditör 軍法務官。軍の綱紀・懲戒事件の担当官を補佐する職務を有する法律家。政府は国連の平和維持軍または軍の平和活動組織において執務する法務官を任命する。その他の法務官は最高司令官によって任命される。「国土全面防衛組織における綱紀・懲戒責任に関する法律 (1994:1811)」(23条等) などが規定する。

auktion 競売。

auktorrätt 著作権。*upphovsrätt* に同じ。著作者は *auktor*。

aval 手形・小切手保証。

avbetalningsköp 分割払売買。

avgäld 地代。ある土地の用益の対価として定期的に支払われる使用料。

avgörande kausalitet 決定的因果関係。ある行為がなされなかったならば、ある結果は発生しなかったであろうとき、またはある行為がなされたならば、ある結果が発生しなかったであろうとき、この因果関係が存在する。

avhysning 明渡執行。vräkning に同じ。

avisoväxel (eftersiktväxel) 一覽後定時払手形。

avistaväxel (siktväxel) 一覽払手形。

avkomsträtt 収益収受権。undantag 参照。

avkriminalisera 非犯罪化する。立法または判例によってある可罰的行為を非可罰的にすること。

avkunnande (判決の) 言渡し。判決書の朗読により口頭で行われる判決の宣告。

avlämna 引渡し。売主から買主に売買の目的物に関する危険等を移転させる措置。

avrad 地代の旧称。

avräkning ① 弁済の充当。② 未決通算。逮捕または勾留の日から起算される。

avräkningsförbehåll 弁済の充当の指定。債務者がまず指定権を有する(商法9章5条)。割賦払売買における買主に不利益な指定は無効とされる。

avsikturkund 意図文書。証拠として使用することを意図して作成される文書(例えば契約書, 調書)。これに対してそういう意図なしに作成される文書は tillfällighetsurkund (偶成文書) という(例えば, 手紙, メモ)。

avskiljande (受託金員の) 分離。受託された金員を受託者自身の財産から分離する措置。これによって委託者本人は受託者の破産の際に保護

される。「受託金員の会計に関する法律 (1944:481)」がある。

avskrivning (事件の) 除去。訴えの取下げまたは当事者双方 (場合によっては一方) 不出頭の場合には, 事件は除去される。

avstyckning 不動産の分 (合) 筆。一個の不動産の一部を独立の不動産に分筆し, またはこれを他の不動産と合筆すること。新たな不動産を形成する形態の1つ。その不動産部分を ägovidd という。

avstängning 休職。公務員が起訴された場合などに当分の間その職務の執行を禁止する措置。

avsättningsblockad 商品ボイコット。blockad もみよ。

avtal 契約。

avtalad skriftform 書面による契約の合意。単なる申込みと承諾だけでは拘束的でなく, 契約書に署名することによって契約が成立するものとする, しばしば黙示的な合意。

avtalslagen 契約法。正式の名称は「財産権の分野における契約およびその他の法律行為に関する法律 (1915:218)」。契約法の内容はほぼわが国の民法総則に相当する。

avtalsprincipen 契約主義。譲渡契約 (例えば売買) の成立と同時に, 譲受人は目的物について引渡し (占有の移転) を要せず, 物権的保護 (譲渡人の債権者に対する保護) を取得するという法原則。これに対して引渡しを必要とするのは traditionsprincipen (引渡主義)*

avtalsvite 違約金。vite もみよ。

avtäkt (密猟・密漁者に対する) 実力行使権。密猟・密漁の現場で, その者から獲物や銃・釣具などを剥奪する権利。その現場の土地・水域の所有者等に属する。

avvecklingsackord 清算和議。likvidationsackord もみよ。

avvisning ① 訴えの却下。② 外国人の国外退去を命ずる (警察機関による) 決定。この決定は入国審査の際有効な旅券, 査証, 滞在費の不所持など形式的理由によりなされる。その結果本国への送還が政治的迫害の危険を伴うときは, migrationsverket (移民庁) が判断することに

なる。

Bの部

bagatellmål 軽微事件。法定刑が罰金以下の犯罪に関する刑事訴訟事件を指す日常用語。

bakarv 逆相続。被相続人の両親による相続。この相続人を**bakarvingar** (逆相続人) という。

balk [code] スウェーデン王国法典の主要な「部」。例えば, äktenskapsbalk (婚姻法の部), rättegångsbalk (訴訟手続法の部) など。lagboken (法書) では通例, その「部」中の適切と考えられる箇所に関連法令が収録されている。[全ての国会制定法が balk ではないことに注意—とくに英訳を読む場合。]

bankgaranti 銀行保証。

bar gärning 現行犯 (の行為)。犯罪の現場およびそこから継続的に追跡されている者の行為。

barnadrap 嬰兒殺。女性がその子を出生時またはその直後に殺すこと (刑法3章3条)。

basbelopp (一般社会保険の) 基礎額。本来は「一般社会保険法 (1962: 730)」において年金を貨幣価値の変動に連動させるために定められたものであるが, 現在では他の分野でも同様の目的で利用されている (例えば, 奨学金や法律扶助手数料の算定について)。政府が毎年決定する。

bearbetning (著作権法上の) 翻案。

beati possidentes 幸福な占有者たち。占有自体がその取得原因いかんに関わりなく, 占有者に法の見地から有利な地位を与えることの表現。「占有する者は幸福である。」といわれる。

bedrägeri 詐欺罪。通常の詐欺と重大な詐欺とに分かれる (刑法9章1, 3条)。

bedrägligt beteende 詐欺的行為の罪。軽微な詐欺で, 宿泊施設, レスト

ラン、交通機関の利用等に関する詐欺はこれに属する（同章2条）。

befintligt skick 現状（有姿）のまま。売買の目的物に関する事実上の瑕疵について売主を免責する契約条項。このような条項は無効とされる場合がある。

befogenhet（代理人の本人との関係における）内部的代理権（委任の範囲）。第三者との関係における **behörighet**（外部的代理権）*よりもしばしば範囲が狭い。講学上「委任の範囲は代理権の範囲よりも狭い」といわれる。

begreppsjurisprudens 現在では古い法律学の方法に対する蔑称。

begränsad nyttjanderätt 制限的用益権。nyttjande rätt もみよ。

begränsad rätt 所有権以外の財産に対する権利。

begränsad sakrätt 制限物権。所有権以外の、物権的に保護される財産権についてとくに従前用いられた名称。例えば、質権・抵当権。

behovsprincipen 必要性原則。公的機関による強制は、意図する結果を達成するために必要な形態および限度においてのみ行使することができる、という一般公法上の原則。

behörighet 外部的代理権。befogenhet 参照。

behörighetsmissbruk 代理権乱用罪。本人に対する背任ではなく、代理権を乱用してその他の者に損害を与えること（刑法10章6条）。

bekräftad check（certifierad check） 支払保証小切手。

bekräftelseed 確証宣誓。assertorisk ed もみよ。

beneficium 贈与、利益。特別な意味としては：①強制執行、破産等の場合に、自己およびその家族の存在に必要な財産等を免除してもらえる債務者の権利（beneficium competentiae）。②単純保証人が債権者に対して、まず債務者本人からの支払を求めることができる権利（beneficium ordinis）。

benefik rättshandling（benefikt avtal） 無償法律行為（無償契約）。

benådning（nåd） 恩赦。有罪判決を受けた者の刑の全部または一部を免除する政府の行為（統治組織法11章13条）。

beredningsorgan 準備機関。決定機関が案件を評議に取り上げる前に、それに必要な調査を行うことを職務とする機関。例えば、選挙準備委員会。

beredskapslagar 非常事態法。戦争の危険など非常事態に備えて制定される法律で、その施行は特別の決定による。

beriktigande 訂正。例えば、新聞や放送における不正確な事実情報の訂正のこと。genmålesrätt 参照。

beroende uppdragstagare 従属的受任者・請負人。雇用されてはいないが、労働者と基本的に同一視しうるような従属的地位にある受任者・請負人。いわゆる社会的労働者概念によれば労働者とみられる。arbetstagaer 参照。

berätt mod 熟慮のうえで。犯罪を熟慮のうえで行うこと。hastigt mod 参照。

berättigande tredjemansavtal 第三者のための契約の受益者。tredjemansavtal もみよ。

besitning 占有。複数の者が同時に相互に無関係にある物を占有しているときは sambesitning (共同占有) で、全員としてのみ占有しているときは gemensam besitning (総占有) である。占有概念についてはとくに争いが激しい。

besittningsrätt 無期限占有権。主として若干の無期限の用益権の総称。占有権と混同しないこと。

beskrivande urkund 報告文書。dispositiva urkund 参照。

beslag 押収。強制捜査の一つの手段。

beslut 決定 (裁判所または行政機関による)。

bestickning 贈賄罪。mutbrott 参照。

bestridande 訴訟手続における被告の請求棄却の申立て。その反対は請求の認諾 (medgivande)。fornekande 参照。

bestående invändning (手形の) 物的抗弁。人的抗弁は exstingibel invändning。

bestämt gods 特定物。

besvär 抗告。裁判所の決定および公的機関の拘束的な終局決定に対する不服申立ての旧称。

besvär över domvilla 重大な訴訟手続違反による特別上訴。現在では Klagan över domvilla という。domvilla もみよ。

besvärshänvisning 抗告に関する教示。決定書に抗告の仕方について附記すること。

besvärsmyndighet 抗告機関。抗告事件について審査・判断する機関。

besvärssubject 抗告する権利を有する者。

besvärstid 抗告期間。

besöksförbud 訪問禁止。犯罪の危険またはハラスメントから保護すべき対象者に、訪問もしくはその他の方法で接触し、またはその者を追跡することの禁止。この決定は検察官が発し、申立てに基づき裁判所によって審査される。命令違反者は罰金または最高1年の拘禁に処せられる。「訪問禁止に関する法律（1988：688）」がある。

betalningsföreläggande 支払命令。弁済期の到来した金銭債権について kronofogdemyndighet（執行官局）*が取り扱う簡易訴訟手続で発せられ、確定すれば債務名義の効力を有する。この命令に対しては相手方債務者の申立てに基づき地方裁判所による再審理が行われる。「支払命令および簡易訴訟手続に関する法律（1990：746）」がある。従前は地方裁判所で取り扱われていたが、本法により改められた。

betalningssäkring（租税債権の）支払確保。公租公課の支払を確保するために行政地方裁判所が決定する措置。この措置がとられた財産は譲渡することができず、国は破産または差押えの際に優先弁済権を有する。

beteendedelikt 挙動犯，形式犯。handlingsdelikt もみよ。

betingelse 契約の（留保）条件。往々、再売買の約定など新たな所有者または第三者である債権者に対しては必ずしも拘束的でない契約条項を指すのに用いられる。条件付債権は villkorlig fordran*。betänktid（離婚の）熟慮期間。夫婦（の一方）が16歳未満の監護する子と同居し

ているとき、または一方のみが離婚を欲するときは、最低6月の熟慮期間の経過が必要とされる。

bevakning 監守。権利を主張または保全する目的でなされる法定の措置、例えば遺言書原本の地方裁判所への提出、破産における債権の届出。

bevisbörda 証明責任。bebiskrav 参照。

bevisfaktum 証拠事実。[わが国の間接事実に対応する。]

bevisföremål 証明の対象。証明されるべき事実関係。

bevisföring 立証。fri bevisprövning もみよ。

bevisförvanskning 証拠歪曲罪。無実の人を有罪にするために故意に証拠を歪曲もしくは隠匿し、または虚偽の証拠を援用すること（刑法15章8条）。対象となる証拠は、同法14章の文書等偽造罪の対象以外の全てのもの。また、真犯人を無罪にするための証拠歪曲は、犯人保護罪として同法17章11条が適用される。

beviskrav 証明度。証明責任を果たすために達しなければならない証明力。[したがって、証明度は「証明責任の具体化」を意味するといわれる。拙著『訴訟における主張・証明の法理』412頁参照。]

bevismedel 証拠方法。証人尋問、書証、検証などをいう。[わが国やドイツにおける用法とはやや異なる。「証明の手段・方法」を含意しているのであろう。拙著『訴訟における主張・証明の法理』75頁参照。]

bevismärke (刑法の) 証票。ある権利を有することまたは給付をしたことなどを証するもの（例えば各種の入場券、乗車券）。刑法14章1条にいう文書偽造罪の「文書」に該当する。kontrollmärke, värdemärke 参照。

bevisning till framtida säkerhet 証拠保全。

bevisomedelbarhetens princip 証拠直接性の原則。omedelbarhetetsprincipen もみよ。

bevisprövning 証拠審査。通常は証拠評価のこと。しかし往々立証と証拠評価の双方の意味で用いられる。fri bevisprövning もみよ。

beviskyldighet 証明義務。証明責任を意味するが、現在では全く使われ

ないといってよい。

bevistalan (少年非行に関する) 証明事件。15歳未満(刑事責任無能力者)で犯罪的行為を犯したと疑われる者について、裁判所がその事実の存否を審理する事件。socialnämnd(社会福祉委員会)*、länsstyrelse(県中央行政庁)*等からの陳述を受けて、検察官が申立てをし、手続を進行する。「年少法律違反者に関する特則を定める法律(1964:167)」37条 参照。

bevistema 証明の対象。bevisföremål*に同じ。

bevisuppgift 立証に関する情報。当事者が援用しようとする証拠およびその証拠によって立証しようとする事項に関する情報。

bevisupptagning 証拠調手続。裁判所が証拠資料を入手する手続、例えば証人尋問。

bevisvärde 証拠価値。証明力のこと。

bevisvärdering 証拠評価。fri bevisprövning 参照。

biavtal 従契約。他の契約(主契約)に直接的に依存する契約。例えば、保証契約はこれに属するとされる。

bifirma 副商号。事業者がその活動の一部を行うために用いる商号。商号に関する法令の規定は副商号にも適用される。

biförpliktelse 従義務。他の義務(主義務)に直接的に依存する義務。例えば、利息を支払う義務は元本を支払う義務に依存する。

billighet 公正・適正。日常用語的には、「廉価」という意味。形容詞は billig(公正・適正な、安い)。

billån 自動車の借用(自動車の使用窃盗)。自動車その他のエンジン付き乗物の使用窃盗をいう日常用語。

bis de eadem re ne sit actio (ne bis in idem) 「同一物について二度の訴訟は許されない。」判決の既判力を表現する文。

bisittare 陪席裁判官(員)。裁判機関としての裁判所における裁判長以外の構成員。

blandat avtal 混合契約。

blandat mål 混合訴訟。処分主義的訴訟（本案について和解が許容される訴訟）と非処分主義的訴訟（本案について和解が許容されない訴訟）とが同一訴訟手続で行われること。この場合の手続は非処分主義的訴訟のそれによるが、当事者は原則として処分主義的訴訟の判決の基礎となる訴訟資料について処分できる。混合訴訟は例えば、離婚訴訟において扶養の問題が取り上げられるときに生ずる。

blandat äktenskap 宗際婚。異なる宗教（派）に属する者同士の婚姻（宗際婚は一応の造語）。

blankettstraffbud 白紙刑罰規定。例えば税法の分野に存在する、単に刑罰のみを規定しており、犯罪の内容については他の法規を指示する刑事法規。他の法規において規定される犯罪行為はしばしば随時変更されるが、刑罰の範囲は変更を要しない。

blancoaccept 白地引受。未完成の為替手形になされる引受。

blancokredit 無担保・無保証の信用貸し。

blankofullmakt 白紙委任。この用語はとくに特定事件ではなく訴訟一般に関する訴訟代理を授権する場合に用いられる。

blankoindossament (indossament in blanco) 白地裏書。

blankotestamente 白紙遺言。遺言者が他の者に、遺産について自由に定めることを委ねる遺言。法律上の効力をなんら有しない。

blankoöverlåtelse 白地譲渡。譲渡人が譲受人の氏名を記載しないまま署名して有価証券を譲渡すること。株券の譲渡の場合には通常 blankotransport (白地移転) とよばれる。blankoindossament 参照。

blockad (争議手段としての広義における) ボイコット。労使双方によって用いられる。prickning (ピケッティング)*はその一形態とみられる。bojkott も参照。

blodskam 近親相姦。古いスウェーデン語の表現。incest 参照。

bo ある人の資産および債務の全部。往々資産のみを意味する。

bodelning 財産分割。配偶者間の gifträtt (婚姻権)*財産または生存配偶者を含む共同相続人間における kvarlåtenskap (遺産)*の分割。[スウェ

ーデン法における相続の仕方はやや複雑である。その説明として例えば、菱木昭八郎「スウェーデン改正相続法における生存配偶者の相続権」専修法学論集48号（1986）参照。]

bojkott 争議手段，ボイコット。現在ではほぼ blockad（ボイコット）と同じ意味。

bokbetalning 貨幣を用いず，指図，振替等による金銭の移動の名称。

bokföringsbrott 記帳犯罪。故意または過失により記帳義務を怠って，帳簿の記載に基づく事業活動の状況および経過の判断をできなくしてしまう債権者に対する犯罪（刑法11章5条）。

bolag 会社。二人またはより多数の者が契約によって経済活動を行うために形成する社団。aktiebolag, handelbolag, kommanditbolag, enkelt bolag, tyst bolag 参照。

bolagsordning（株式会社の）定款。

bolagsstämma 株主総会。konstituerande bolagsstämma（設立株主総会＝創立総会）särskild bolagsstämma（特別株主総会－創立総会において取締役および監査役の選任がなされていないとき，創立総会の後速やかに），extra bolagsstämma（臨時株主総会）。

bonitas（godhet）弁済能力があること。veritas もみよ。

bonus pater familias（god familiefar）良き家長，通常人。

borgen 保証。保証人は borgensman, löftesman。

borgenär 債権者。債務者は gäldenär*。

borgenärssämmanträde（和議手続の）債権者集会。債務者が提出した和議案について決定する裁判所における債権者集会。

borgerlig död 民事死亡。dödsförklaring* に同じ。

borgerlig kommun 第一次地方自治体。primärkommun もみよ。

borgerlig vigsel 市民法婚の挙式。権限を有する非教会婚挙行者（地方裁判所裁判官等）によって行われる婚姻の挙式。その反対は kyrklig vigsel（教会婚の挙式）*。

bortfallande av påföljd 刑事制裁の消滅。訴追の時効と刑事制裁の時効と

の総称(刑法35章の題名)。わが国と異なり後者についても刑法が定める。

bortfraktare 運送人。fraktavtal もみよ。

boskifte 財産分割。 bodelning (遺産分割) のかつての形態。

bostadsarrende 宅地賃貸借。

bostadsdomstol 住居裁判所 (SFS 1994: 835で廃止)。 hyresnämnd (建物賃貸借紛争処理委員会) の判断に対する上級審, 若干の住宅紛争については最終審であった。廃止後その権限はスヴェア高等裁判所に引き継がれている。「スヴェア高等裁判所における建物賃貸借事件の訴訟手続に関する法律 (1994: 831)」がある。

bostadsrätt 住居権。住居権組合 (bostadsrättsförening) の構成員に属する用益権の形態。その譲渡は有効であり譲受人は組合の構成員になる。「住居権に関する法律 (1991: 614)」がある。わが国の区分所有権に類似する権利。[区分所有権という訳もあるようだが, 単純な同一視は危険。]

bostadsrättsförening 住居権組合。その所有する建物について組合員に無期限の用益権を設定することを目的とする。 ekonomisk förening (経済的社団)*。

bouppteckning (資産および負債全部についての) 財産目録の作成, 財産目録書。

bouppteckningsed 財産目録宣誓。破産手続において債務者が財産目録の正確性を保障する宣誓のこと(「破産法 (1987: 672)」6章3-5条)。なお, 財産目録宣誓はとりわけ死亡および離婚の場合にも行われる。

bouppteckningsföreläggande 財産目録命令。財産目録が所定の期間内に作成されずかつ提出されないとき, または提出された目録に欠陥があるときに裁判所が発する過料の命令。

bouppteckningsförfattare 財産目録作成者。遺産共有者または遺産を管理する者等によって選任され, 財産目録の作成にあたる2名の「有能で信頼に値する財産管理人」。

bouppteckningsprotokoll 財産目録（点検）調書。下級裁判所における財産目録（の点検）等に関する案件について作成される調書。

boutredning (utredning av dödsbo) 遺産（財団）の調査。遺産（財団）についてその最終的清算すなわち遺産分割に至るまでに採られるべき各種の措置の総称。

boutredningsman 遺産（財団）調査人。遺産共有者の申請に基づき地方裁判所によって任命される。この場合における遺産（財団）の調査は、共有者でなく調査人の職務に属する。

brevhemligheten 信書の秘密。信書の内容が漏洩する危険なしに郵便官署にその配達を委ねることができる私人の原則的な権利。同様の権利は電話による通信についても存する（電話通信の秘密）。

brevi manu traditio 簡易の引渡し。traditio brevi manu に同じ。

brist 数量の不足。売買の目的物について売主は十分な数量として引き渡したのにそれが十分でないこと。fel 参照。

brott 罪，犯罪。刑法典の規定では，人に対する罪（3－7章），財産罪（8－12章），国家および公衆に対する罪（12－22章）に大別されている。

brott mot allmän ordning 公共の秩序に対する罪（刑法16章）。例えば，騒乱，民族集団に対する憎悪（8条），不当な差別（9条）など。

brott mot allmän verksamhet 公的活動に対する罪（刑法17章）。公務執行妨害，犯人保護など。

brott mot allmänheten 公衆に対する罪。国家に対する罪と個人に対する罪との中間的な罪の総称。公共危険罪（刑法13章），偽造罪（14章），偽証罪等（15章）など。

brott mot borgenärer 債務者の債権者等に対する罪（刑法11章）。単に個々の債権者に対するものではなく債権者全体に対する犯罪。判例上最も多いのは記帳義務違反の罪（5条）といわれる。

brott mot familj 家族に対する罪（刑法7章）。重婚，子供を一方的に監護者から引き離す行為などの罪。

brott mot frihet och frid 自由および平穏に対する罪（刑法4章）。脅迫，住

居侵入等。

brott mot griftefrid 墳墓の平穩に対する罪 (刑法16章10条)。公共の秩序に対する罪 (同章) の一つ。

brott mot liv och hälsa 生命および健康に対する罪 (刑法3章)。殺人, 傷害等。

brott mot medborgerlig frihet 市民的自由に対する罪 (刑法18章5条)。表現・集会・結社の自由を不法な強制, 脅迫を用いて侵害することを意図する行為。

brott mot rikets säkerhet 国家の安全に対する罪 (刑法19章)。国の外的安全に対する罪, 例えばスパイ行為罪。内的安全に対する罪については högmålsbrott 参照。

brott mot rösthemlighet 投票の秘密を侵害する罪 (刑法17章9条)。

brott mot tystnadplikt 守秘義務違反の罪 (刑法20章3条)。

brottmål 刑事訴訟。

brottsbalken 刑法 (典)。

brottsbeskrivning 法律における可罰的行為の記述。

brottsetiologi (brottgentik) 犯罪原因論。犯罪学の原因論。

brottsförebyggande rådet, BRA [National Council for Crime Prevention]

犯罪防止委員会。法務省に属する国家機関。委員の過半数は国会議員。

brottskatalogen 犯罪目録。往々刑法典における全ての犯罪の総称として用いられる。また, 「出版の自由に関する法律」における出版犯罪の列挙 (同法7章4, 5条) についても使われる。[出版犯罪については, 拙著『スウェーデンの司法』245-6頁 参照。]

brottskonkurrens 犯罪の競合。sammnträffande av brott に同じ。ideall brottskonkurrens (観念的競合) と reell brottskonkurrens (事實的競合) = 併合罪とがある。

brottsoffermyndighet [Crime Victim Compensation and Support Authority] 犯罪被害者庁。

brottspreskription 犯罪の時効。åtalspreskription* に同じ。

- brottsprodukt** 犯罪の所産。偽造の文書、通貨など。
- brottspåföljd** 刑事制裁，刑罰。刑法典における böter (罰金)*，fängelse (拘禁，懲役)*その他の制裁の総称。särskild rättsverkan 参照。
- brottsrubricering** 犯罪の分類。具体的な犯罪行為を特定の犯罪類型のもとに分類すること，すなわち法律における犯罪の記述。
- brukande av något förfalskat** 偽造物件の行使罪。
- brukande av osann urkund** 内容虚偽の文書の行使。osant intygande もみよ。
- bruksrätt** 利用権。財産を利用する制限的権利のこと，すなわち各種の受益権および地役権。säkerechtsrätt 参照。
- brytande av post-eller telhemlighet** 郵便物または電気通信の秘密侵害罪 (刑法4章8条)。公的な配達・送信施設を通じて配達・送信中の郵便物・通信に不法に接すること。上記行為に当たらない場合，例えば，配達済みの信書の開被などは，intrång i förvar (保管の侵害罪)になる (同章9条)。
- B-skatt** 申告所得税。税務申告に基づき税務機関 (税務署) が査定して課する所得税。
- bud** (budsbärare) 使者。
- bulvan** わら人形。自分の名で法律行為をすることを欲しない他人のために (例えば，その行為を禁止されているがゆえ)，外見上独立に法律行為を行う者。
- bunden aktie** 譲渡制限株式。
- bygglov** 建築許可。byggnadsnämnd (建築物委員会) によって与えられる。この委員会は各第一次地方自治体に少なくとも一つ存在する (「建築計画および建築に関する法律 (1987:10)」1章7条)。
- bygnad å ofri grund** 不自由地上の建物。敷地所有者以外の者の所有に属する建物。
- bygnadstillbehör** 建物の従物。
- byråkratisk beslutform** 官僚制的決定形態。合議体の公的機関において，

その長が単独で決定を行うこと。

byte 交換。

båt 小船舶。長さ12メートル未満または幅4メートル未満の船舶。skepp 参照。

båtbyggnadsförskott 小船舶建造前渡金。小船舶を建造する際に注文者が製作者に支払う前渡金。その登記によって製作者が破産しまたは差押えを受けたとき、注文者は建造物について優先弁済権を有する。

börds mål 出生事件，父性取消しの訴え。婚姻法上の出生の確定に関する訴訟事件（親子法3章1－4条）。

böter 罰金。罰金には三種類あるが，dagböter（日数罰金）*が刑法の定める通常の罰金である。なお，わが国と異なり科料はない。dagböter, normerande böter, penningsböter もみよ。

bötesförvandling 罰金の換刑。罰金が未納の場合に，検察官は最低14日最高3月の拘禁に換刑することを求める事件を提起することができる。

Cの部

C&f 運賃込み。fraktfritt もみよ。

causa (orsak, grund) (法律行為の) 原因。法律行為を基因したその背後に存する事実関係，例えばskuldebrev (債務証書)*の作成・発行の原因は債務。

cautio judicatum solvi 訴訟費用支払の担保。外国の原告に対して被告の申立てにより求められる。「訴訟費用の担保を供すべき外国の原告の義務に関する法律 (1980:307)」がある。

caveat emptor 買主は用心せよ。売買契約締結または引渡しの時点における目的物の不足または瑕疵に関する買主の調査義務の表現。

cedent 債権譲渡人。

cedera 債権を譲渡すること。

certiparti [chaterparty] 傭船契約。

certifierad check 支払保証小切手。bekräftad check もみよ。

cessibel 譲渡可能な。

cessio bonorum 財産の委付，総財産の譲与。債務者が自己の財産を任意に債権者たちに委ねること。

cessio legis 法定譲渡（移転）。例えば，債務を弁済した保証人は，債権者が債務者に対して有する債権を法定譲渡（移転）により取得する。

cession 債権譲渡。

ceteris paribus その他の同様の関係のもとで。

checkduppelt 小切手の副本。

checkkorsning 線引小切手。

chektrassat 小切手の支払人。trassat もみよ。

chefsrådman tingsrätt（地方裁判所），**länsrätt**（行政地方裁判所）の部長判事。正式の裁判官の種類の一つ。「部」は **avdelning** という。

chikan シカーネ，害意による権利濫用。

circulation 持回り評議（審議）。判決その他の判断の評議（審議）の場合に，構成員が集合して行うことなく，当該文書を構成員間で回覧し，各自が順次その意見を記載するという方式で行うこと。

civil avkastning 民事果実，法定果実。利息，土地・建物の賃料など。
naturlig avkastning 参照。

civil dolus 民事故意。民事法上（しかし刑事法上ではない）の効果を有する故意。

civil fordran 民事債権。**naturlig fordran**（自然債権（務））* と異なり，原則として法的な方法で請求できる債権。

civil kommission 民事取次。いわゆる **handelskommission**（商事取次）* の性質を有しない取次。これを行う者は民事取次人とよばれる。**kommission** 参照。

civillag 民事立法（法律）。私人相互間の権利義務関係および民事訴訟に関する立法（法律）。

civilmål 民事訴訟。**tvistemål*** に同じ。

civilrätt 民事法，私法。民事訴訟法を含まない。

civilstånd 身分(家族)関係。既婚,未婚,離婚,寡婦,寡夫の別をいう。

civilköp 民事売買。

civilsvек 民事詐欺。民事法上(しかし刑事法上ではない)の効果を有する詐欺。

civiläktenskap 民事婚。borgerlig vigsel(市民法婚の挙式)*によって成立した婚姻。

clausula cassatoria 期限の利益喪失条項。forfalloklausul*のこと。

clausula rebus sic stantibus 事情変更条項。契約または条約における,合意の存続は締約時の支配的事実が基本的に変更されないことを前提とする旨の明示または黙示の留保。

clearing house 手形交換所。

cogitationis poenam nemo patitur 思考は罰せられない。何人も内面の思考,意見等のみによっては罰せられないことの表現。

collatio bonorum (遺産財団への)財産の持戻し。ローマ法上の表現で,real collation(相続人が被相続人から生前に贈与された財産を現物または価額で遺産財団に返還または償還すること)にほぼ相当する。kollationもみよ。

commodatum 使用貸借。商法11章が規定する。金銭貸借は försträckning*。

commodum rei 売却物の利益。売却物の所有権の移転に関連して,売主または買主のどちらがその果実またはこれに類する利益を収受できるかという問題。

compensatio 相殺。kvittningのこと。

compensatio lucri cum damno 損益相殺。

compensatio necessaria 強制相殺。tvungen kvittning もみよ。

concursum necessarius 必要的共犯。

confectio indebiti 非債弁済(による不当利得返還請求権)。

conditio juris 法定条件。

conductor 用益権者。

- consensus** (consensus, konnsens) 合意, 当事者間の意思の合致。
- constitutum possessorium** 占有改定。
- contra legem** 法律に違反して。
- contra stipulatorem** 作成者(の意)に反して。契約の文言に疑義がある場合にはその作成者の不利益に解すべきだという解釈原則の表現。
- corpus delicti** 罪体(証拠)。通例, 行われた犯罪に関する外観上認識できる証拠をさす。
- courtage** 仲立人の報酬 kurtage* に同じ。
- crimen** 罪, 犯罪。
- crimen laesae majestatis** 大逆罪, 反逆罪。
- cuius commodum, eius periculum** 利益を得る者は危険も負わなければならない。危険負担の原則の一つの表現。
- culpa** 過失。過失を表現するために多様なスウェーデン語が用いられる。oaktsamhet, vårdslöshet, oförsiktighet, vållande. いずれも過失の意である。medeveten culpa (認識ある過失)*。omedeveten culpa (認識なき過失=通常過失)*。
- culpa lata** 重過失。
- culpa levis** 軽過失。
- culpa in contractu** 契約履行にあたっての過失。
- culpa in contrahendo** 契約締結上の過失。
- culpa in custodiendo** 監督上の過失。
- culpa in eligendo** 選任上の過失。
- curator** 管理人(等) kurator もみよ。
- cutodia honesta** (hedersfängelse) 名誉拘禁, 禁錮。
- cut off-klausul** (抗弁権) 切断条項。不動産売買契約(書)による売主の権利を取得した者に対して, 買主が目的物の瑕疵等に関する抗弁権を放棄する旨の契約条項。消費者売買契約では効力を有しない。

Dの部

da (または **narra**) **mini factum, dabo** (または **narrabo**) **tibi jus** われに事実を与えよ (語れ), 汝に権利を与えよう。

dagaordning 議事日程 (表)。ある機関または集会において取り扱われるべき案件の一覧表。

dagböter 日数罰金 (刑法25章)。刑法の定める通常の罰金。日数と日額によって金額 (最低額は450クローネ) を定めて言い渡す。日数は最低30日, 最高150日, 日額は被告人の収入, 財産, 扶養義務およびその他の経済的状況にかんがみ30クローネ以上1000クローネ以下の定額。

dagväxel 確定日払手形。

damuum emergens 実在損害, 積極的損害。 **lucrum cessans** 参照。

danarv 相続人が存在しない相続の旧称。

datio in solutum (överlåtelse för betalning) 代物弁済。

datio solvendi causa (överlåtelse för betalnings skull) 弁済のための譲渡。

datoväxel 日付後定期払手形。 **adatoväxel** もみよ。

de facto-flykting 事実上の難民。難民類似の理由に基づき庇護を認められた外国人。

de jure 法律上, 法的にみて。

de lege ferenda (om den lag som bör göras) 立法論, 法律制定に関して。

広義では判例変更を含む意味で用いられる。 **de sententia ferenda**, **de lege lata** 参照。

de lege lata (om den gjorda lagen) 解釈論, 現行法上は。

de sententia ferenda (om den dom som bör göras) 判例変更論, 将来における判例変更にあたっては。

debitor 債務者。

decisiv 判断, 決定。

degeneration av varumärke 商標の退化, 変質。商標が一般的に使用されるようになり, 商標としての意義を有しなくなる。例えばダイナマイト (**dynamit**), グラムフォン (**grammofon**)。

deklaraton 税務申告。självdeklaration もみよ。

deklaratorisk 処分主義的。dispositiv もみよ。

del credere (取次業者等の) 履行担保責任。kommissionär (取次業者)*等の委託者等に対する上記責任。〔わが国の商法553条に相当しよう。〕

delaccept (手形の) 一部引受。

delad äganderätt 分割所有権。古い時代の所有権の構成で、土地の所有権が上級所有権 (dominium directum) と下級所有権 (dominium utile) とに分かれ、例えば国庫が課税対象の土地について前者を、その土地の税金を払う農民が後者を有した。両者が合して完全な所有権 (dominium plenum) とされた。

delaktighet i brott 犯罪への関与。法律上かつて用いられた現在の教唆および幫助の名称。

delat ansvar 個別責任。複数の債務者が各自、債務の一部についてのみ責任を負うこと。その反対は solidariskt ansvar (連帯責任)*。

delcredereprovision 履行担保責任に対する特別手数料。履行担保責任を負う取次業者等に契約または商慣習により支払われる通常の手数料を超えた特別の補償。

deldom 一部判決。mellandom 参照。

delegation (公法上の) 授権。通常、上級機関から下級機関への権限の委譲。

delgivning 送達。kungörelsedelgivning, surrogatdelgivning 参照。

delictum 犯罪, 不法行為。delikt もみよ。

delictum commissionis 作為犯。

delictum continuum 継続犯。

delictum omissionis 不作為犯。

delikt 犯罪, 不法行為。(一般的に) 刑事または損害賠償法上の責任を生ずる行為。

delinkvent 犯罪者。

deliveryorder 荷渡指図書。

demonstrationsrätt 意見表明権。公共の場所において、個人または集団で意見を表明する権利（統治組織法2章14条1項）。

denuntiation 通知，告知。様々な関係で用いられる語。例えば，債務者に対する債権（単純債務証書）譲渡の通知。これは譲渡人の債権者に対する有効要件である。

departement (statsdepartement) 省。外務省，法務省など。

departementsärende 各省の長である大臣自身が判断できる行政上の案件。

depenalisera (立法または判例により) 刑の範囲を軽減する。avkriminalisera 参照。

deposition 寄託。寄託者は deponent, 受託者は depositarie。

depositum 寄託，寄託物。

depositum regulare 正規の寄託。

depositum irregulare 変則寄託，消費寄託。

depossession 占有の回復（自力救済としての）。

dereliction (故意の) 物の放棄，放擲。例えば，物を捨て去ること。

derivativt fång 承継取得。

derogation 管轄排除の合意が存在すること。これは訴訟障害を構成する。
prorogation 参照。

derogatorisk 強行的（法規）。

descndent 直系卑属。

desert 上訴が法定の方式によってなされないため却下されること。これは動詞で，名詞は desertion。

destinatär 指定受益者。無償法律行為（例えば財団の設立）によって利益を与えられる者。

desuetudo 長期の不適用による法規の失効。法規は長年の間適用されていないことによって，実際には空洞化しうること。

detentionrätt 同時履行の抗弁権。留置権は retentionsrätt*。〔似ているので混同しないよう注意。〕

devolutiva rättsmedel 通常上訴。rättsmedel も参照。

diarium 業務日誌, 事件記入簿。公的機関が受理ないし係属した案件について行う記録。

difforma mål 不一致事件。第一審と第二審との結論が異なる事件。一致する事件はkonforma mål*。

dilatorisk invändning 延期的抗弁。

diligentsplikt 注意 (配慮) 義務。

diligentia 注意 (配慮)。diligentia boni partris familias 良き家長の注意。bonus parter familias 参照。

diligentia quam in suis 自己の物, 事務について通常示す注意。

diplomatisk immunitet 外交官の免責特権。immunitet もみよ。

direct skatt 直接税。例えば所得税。

direct tillfogad allmän förmögenhetsskada 財産一般が直接的に被った損害。ren förmögenhetsskada (純粹財産損害) (損害賠償法1章2条) の旧称。被害者の財産状況, 経済活動一般に対する損害。例えば, 非使用者による名誉毀損の結果として職を失うこと。スウェーデン法はこの損害の賠償責任に関する主要原則として刑事制裁 (刑罰) と損害賠償の関連性を維持している。すなわち, 犯罪例えば名誉毀損や詐欺によりこの損害を与えた者のみが賠償責任を負う。

direct uppsåt 直接故意。dolus もみよ。

dirimerande (upplösande) äktenskapshinder 解消的婚姻障害。それに違反して成立した婚姻は解消される婚姻障害要件。äktenskapshinder もみよ。

disciplinmål 懲戒事件。軍や行政の内部における規律違反の処罰に関する事件。

disciplinpåföljd 懲戒罰。公務員 (軍人を含む) や医療関係者に対する特別の制裁の総称。例えば, 戒告, 減給。tjänstefel 参照。

disclaimer 商標権の一部除外。商標登録の際に, それ自体としては登録ができない構成部分を除外すること。[英語では特許権等の一部放棄,

その範囲の限定修正などとされている。]

disculpera (diskulpera) sig 責任を免除されること。

diskretionär 裁量。とくに裁判官や行政の長などが若干の範囲内において当該事項を自己の裁量により審理(査)・判断できる権利(限)について用いられる。

dispasch 海難査定。特別の法律家である政府任命の **dispaschör** (査定官) が海難事故およびそれによる損害、ならびに例えば船主、荷主および保険業者の間の費用の分担について調査すること。訴訟手続法における裁判官の **jäv** (除斥・忌避)* に関する規定は査定官に適用される。査定官の職には高等裁判所所属の裁判官が充てられている。海事法(1994:1009) 17章2条以下参照。[同法はわが国の海商法に相当。]

dispens 免除。一般に法令による義務または条件を公的機関から免除されることをいう。

dispensabla (icke upplösande) **äktenskapshinder** 非解消的婚姻障害。それに違反して成立した婚姻も有効な婚姻障害、例えば、後見人の同意。 **äktenskapshinder** もみよ。

dispensavdelning 上告許可部。 **prövningstillstånd** (審理許可)* の問題を取り扱う最高裁判所の部の名称。

disponentfullmakt 処分的代理権。他人の財産の管理または事務を処理するための一般的代理権(会社代表者などの)。

disponibla kvotten 可処分遺産部分。遺言で処分できる遺産すなわち通常はその半分(他の半分は遺留分(laglott))を構成する。

dispositionsprincipen 処分権主義(事実主張に関する弁論主義を含む)。
förhandlingsprincipen, officialprincipen 参照。

dispositiv 任意(規定)的。反対は **tvingande** (強行(規定)的)*。

dispositiv tvistemål 処分主義的民事訴訟。訴訟物が和解によって解決することができる訴訟。

dispositiv urkund 処分証書。法的に有意味な意思表示を表現する文書。例えば、判決書、 **skuldebrev** (債務証書)*。 **beskrivande urkund** 参照。

dissens (裁判における) 少数意見。申込みと承諾との間の不一致という意味もある。

dissimulerad rättshandling 仮想(法律)行為。

distansförbrytelse 離隔犯。犯行の場所と事後的に結果の発生する場所とが異なる犯罪, 例えば手紙による名誉毀損。

distanköp 隔地(送付)売買。platsköp 参照。

distriktåklagare 地区検事。第一, 二審の裁判所における訴追等を行う一般検察官。

division 高等裁判所における部の旧称。現在では *avdelning* という。

djurplågeri 動物虐待罪(刑法16章13条)。重過失の場合も犯罪を構成する。

do ut des 私は君が与えるために与える。当事者双方による相互授受の原則の表現。

dobbleri 賭博に関する罪(刑法16章14条等)。

documentum commune 共通の証拠文書。複数の法主体のために法律行為の証拠を構成する文書。例えば債務証書は, 債権者, 債務者双方にとって有意味である。

doktrinen 学説。法律学の理論, 文献など。

dolus (uppsåt) 故意。

dolus directus (direct uppsåt) 直接的故意。

dolus indirectus (indirekt uppsåt) 間接的故意。

dolus eventualis (eventuellt uppsåt) 未必の故意。

dolus superveniens 後発的故意。mala fides superveniens に同じ。形容詞は dolos。

dom 判決。

domare 裁判官。

domared 裁判官宣誓。裁判官の職務に就くにあたって事前にすべき宣誓(訴訟手続法4章11条)。nämndman(参審員)もこれを行う。

domarjäv 裁判官の除斥・忌避。スウェーデン法は除斥・忌避事由を区

別しない。

domsbok 判決録。官署としての裁判所において、判決宣告の日時順に年度ごとに集められた判決録。

dombrott 判決非難罪。旧訴訟手続法が規定していた一種の裁判所侮辱罪。判決を非難する者は一定額の罰金刑を課せられた (8章)。
rättegångsförseelse 参照。

domicilierad växel 第三者方払手形。

dominant 要役地。servient 参照。

dominium (äganderätt) 所有権。国家の場合、その私的所有権と領土 (imperium) とは往々区別して語られる。dominium directum (上級所有権)。dominium plenum (完全な所有権)。dominum utile (下級所有権)。これら三者については **delad äganderätt** もみよ。

dominus 所有者。dominus sentit casum (所有者は危険を負う)。

domkapitel 教区運営会議。教区において司教 (主教) を長とし、聖職者と素人の信者とで構成される会議体で、教会の執行機関であるとともに、若干の問題については裁判所類似の機能を有する。

domkrets 裁判管轄区。

domkval 判決侮辱罪。dombrott* に同じ。

domsaga 地方裁判所の裁判管轄区。

domskäl 判決理由。

domslut 判決主文。

domsrätt 裁判 (管轄) 権。

domstol 裁判所。

domstolsnotoritet 裁判所に顕著な事実。

domstolsverket [National Courts Administration] 司法行政庁。裁判所の管理運営に関する事項を取り扱う中央行政庁。[機能的にはわが国の最高裁判所事務総局に相当するといえるが、裁判所とは別個の機関であり、かつ最高裁、行政最高裁ともそれぞれに固有の司法行政事務について事務局を有するから、「最高裁事務総局」という訳語は誤解を招

くおそれがある。]

domstolsärenden 非訟事件。

domvilla 重大な訴訟手続違反。裁判所が犯した重大な訴訟手続違反で、特別上訴の理由になる。klagan över domvilla (重大な訴訟手続違反による特別上訴)。

domvärjo 裁判管轄区, 裁判(管轄)権。

donatio 贈与。

donatio ante nuptias 婚約者間の贈与, 結納。

donatio mortis causa 死因贈与。dödsgåva もみよ。

donatio sub modo 負担付贈与。

dotterbolag 子(株式)会社。dotter は娘。moderbolag もみよ。

dotterdotterbolag 孫(株式)会社。

dotterföretag 子企業。株式会社以外の法人において子会社と同様の地位にあるもの。

dragen växel (trasserad växel) 第三者指図手形。通常の為替手形のこと。egen växel 参照。

droit à la paternité (namngivelsesrätten) (著作権法の) 氏名表示権。著作者人格権の一種。

droit au respect (respekträtten) (著作権法の) 同一性保持権, 尊重権。著作者人格権の一種。

droit moral 著作者人格権。

droit voisins (grannrättigheter) 著作隣接権。「文学的および美術的作品の著作権に関する法律(1960:7729)」(著作権法)5章に規定されている。

dråp 第二級殺人罪(刑法3章2条等)。犯行の状況等にかんがみ通常の殺人罪(1条)よりも刑が軽い殺人罪。例えば, ストレスから妻との心中を図り, 妻を殺したが自殺は未遂に終わった場合。

dröjsmål 遅滞。給付の履行が遅れるか, または全くなされないこと。

dröjsmålsränta 遅延損害金。特約がなければ8%プラス公定歩合(「利息

法(1975:635)」6条)。

dubbelbeskattningsavtal 二重課税回避条約。

dubbelt medborgarskap 二(多)重国籍。sujet mixte もみよ。

dubbelöverlåtelse 二重譲渡。

dubbla konstruktion (労働協約の)二重構造。労働協約における条項が個々人の雇用契約の内容でもあるという関係。往々、労働者が違法な争議行為をした場合、労働協約違反による損害賠償義務を負うだけでなく、雇用契約違反として解雇されうることの説明として援用される。

dödande av handling 文書の失効決定手続。「紛失文書等の失効に関する法律(1927:85)」がある。〔わが国の除権判決の手続に相当。〕

dödsförklaring 死亡宣告, 失踪宣告。

dödsbevis 死亡証明書。医師が作成し, とくに死因に関する情報が記載される。

dödsbo 遺産(財団)。

dödsbodelägare 遺産共有者。相続人, 包括受遺者および配偶者(遺産に giftorätt (婚姻権)*を有する限り)によって構成される。遺産共有者は, 遺産が **boutredningsman** (遺産調査人)*に委ねられていない限りこれを管理する。

dödsgåva 死因贈与。死因贈与はスウェーデン法上原則として無効である。

dödshjälp 安楽死殺人。euthanasi もみよ。

dödsstraff 死刑。

Eの部

e contrario 反対に(解釈)。lagtolkning もみよ。

ed 宣誓。厳粛な形式により口頭で「名誉と良心に賭けて」保証すること。domared (裁判官宣誓), vittnesed (証人宣誓)*など。

edgång 宣誓を行うこと。

ediktalstämning 公示による召喚状の送達。offentlig stämning に同じ。

editionsplikt 文書提出義務。

edlig förpliktelse 宣誓による義務付け。若干の情報は、宣誓によりその内容の正当性を証明して開示すべきことをいう。

effektdelikt (resultatdelict) 結果犯、実質犯。犯罪概念の中に犯罪行為により惹起された結果の発生を含む犯罪。例えば窃盗。handlingsdelikt 参照。

efterbevakning 事後的監守、事後的届出。破産における債権の届出期間終了後になされた届出。bevakning もみよ。

efterborgen 副保証。保証債務の保証。överborgen に同じ。underborgen 参照。

efterföljande testamentstagare 事後受遺者。遺言によって被相続人の配偶者が死亡した時に遺贈の効力が生ずる受遺者。

eftergivande (訴訟上の) 請求の放棄。

efterindossament 期限後裏書。

efterocker 事後暴利行為。債権が暴利行為によって成立したものであることを知りながら、それを利用する行為。fordringshäleri 参照。

eftersiktväxel 一覧後定時払手形。avisoväxel のこと。

efterställd fordran 劣後債権。破産において優先権付き債権および一般債権の弁済が全てなされた後に支払が受けられる債権。現在では契約によってのみ生ずる。

EG-rätten EU 法。その主要な法源は、第一次にはローマ条約およびその附加・変更であるが、第二次的には tillämpningsförfordningar (適用法令, 規則), direktiv (指令), beslut (決定) および EU (EG) 司法裁判所の判例により発展した法原則を含む。

egen växel 自己宛手形。

egendom 財産。ある人に属する財産的価値を有するものの全て。

egendomsavträde 財産の断念、委付。債務者が破産宣告を受けること。

egendomsbrott 財産罪。förmögenhetsbrott* に同じ。

egendomsgemenskap (förmögenhetsgemenskap) 合有。財産に関する

持分のない共同所有。samäganderätt (共有) など 参照。

egenmäktighet med barn 子を引き離す罪。15歳未満の子を監護する者から一方的に引き離す罪 (刑法7章4条)。共同監護の場合その一方についても成立しうる。

egenmäktigt förfarande 専断的利用の罪。使用窃盗など olovligt tillgrepp (不法領得) でない財産罪 (刑法8章8条)。自動車の使用窃盗は別の犯罪 (車両の不正使用の罪—同章7条) に該当する。

ekonomisk förening 経済的社団。経済的活動を通じて構成員の経済的利益の促進を目的とする団体。登記により法人格を取得。典型例は消費協同組合。「経済的社団に関する法律(1987:667)がある。ideell förening 参照。

ekonomiskt förtal 経済的毀損。人の評判の低下をもたらすものではないが、職業、事業等にとって有害な非難 (競業者によって行われることが多い)。往々名誉毀損罪として可罰的である。また、「市場行動法—不正競争防止法 (1995:450)」による保護が求められる場合がある。

ekvivalensprincipen 同等性原則。同様の事件は同様に扱われるべきだという刑事法上の原則。

emptio rei speratae 期待された物の購入、見込買い。まだ存在しない物の売買契約で、代金は物が存在するに至ったときにのみ支払を要する。例えばまだ生まれていない子馬の売買。

emptio spei 予想買い。まだ存在しない物の売買契約だが、この場合は物が存在するに至るかどうかに関わりなく代金の支払を要する。例えば、一定の代金額による将来の漁獲の売買。漁獲量の多少に関わらず、たとえ無であっても代金を支払わなければならない。

en för alla, alla för en 一人は全員のために、全員は個人のために。連帯責任を表現する公式的表現。例えば複数の保証人間の関係について使われる。

endosement (endossent) 裏書。

enhetsstraff 共通刑 (主義)。ある者が犯した複数の犯罪を同時に審判す

るときは、共通した刑を科すべきだという原則。sammanträffande av brott 参照。

enkel borgen 単純保証。その反対は *proprieborgen**。

enkelt bolag 単純会社、組合。複数人が事業を行うために結成したもので、*handelsbolag* (合名会社)*ではなく、その契約上の義務は当該契約を締結した者のみが負う。法人ではない。ただし、その構成員の申請により *handelsregister* (商業登記簿)*に登記することができ、その後は合名会社とされる。「合名会社および単純会社に関する法律 (1980: 1102)」とくに4章が定めている。

enkel skuldbrev 単純債務証書。*skuldebrev* もみよ。

enlevering 誘拐。*människorov**, *olaga frihetsberövande** に同じ。日常用語では *kidnapping*。

enmansbolag 一人会社。全株式が一人の株主の所有に帰する株式会社。この会社形態は現在では許容されている。

enmannsdomstol 単独制裁判所。

enmannsvalkrets 小選挙区。

ensidnig rättshandling 単独行為。*rättshandling* もみよ。

ensittare 非地主家屋所有者。その居住用家屋の敷地所有権を有しない家屋所有者。

enskild egendom (配偶者の) 特有財産。

enskild firma 個人企業。個人が営む経済的活動体。

enskild väg 私道。

enskilda mål 私的執行事件。私債権の強制執行に関する事件。*allmänna mål* 参照。

enskilt anspråk (刑事訴訟等における) 私的請求。犯罪により被った損害の賠償請求。私的請求は刑事訴訟と併合してまたは別個に取り扱われる。

enskilt arbetsavtal 個別労働契約。一般に *anställningsavtal* (雇用契約)* に同じ。

enskilt vatten (一område) 私的水域。不動産に含まれる水域。反対は
allmänt vatten (一område) (公的水域)*。

enskilt åtal 私的訴追。被害者またはその他の訴追の権限を有する私人による訴追。

entreprenadavtal 請負契約、とくに建設請負契約。

enuntiation 正確性の保証なしの情報供与。契約交渉の際に情報の正確性の保証はしないが、それでも相手方に拘束的でありうる情報を供与すること。tillförsäkran 参照。

erkännande 自白。

error 錯誤。

error facti 事実の錯誤。

error in motivis 動機の錯誤。

error juris 法律の錯誤。rättsvillfarelse もみよ。

ersättningsgill 損害賠償請求ができる。損害賠償義務を原則として生じさせる損害についていう。

essentialia negottii 法律行為の要素。

etablissementuppfinning 企業発明。företagsppfinning* に同じ。

europarådet [Council of Europe] ヨーロッパ審議会 (理事会)。

euthanasi 安楽死殺人。dödshjälpのこと。スウェーデンでは可罰的かつ特段の減刑規定も存しない。

evasion 脱法行為。

eventuellt uppsåt 未必の故意。dolus もみよ。

eviktionsskyldighet 追奪担保責任。

ex analogia 類推的に。tolkning av ex analogia (類推解釈) については lagtolkning をみよ。

ex gratia 恩恵から。

ex lege 法律により (よれば), 解釈論として。

ex officio 職務上, 職権で。

ex quay 輸入港埠頭渡し。貿易取引条件の一つ, 条項はインコタームズ

(Incoterms, International commercial terms) において規整されている。

ex ship 輸入港本船渡し, 着船渡し。

ex tutu 安全のために。

ex works (från fabrik) 工場渡し。条項はインコタームズ (Incoterms, International commercial terms) において規整されている。

exceptio 抗弁。

exceptio doli 詐欺の抗弁。

exceptio non adimpliti contractus 同時履行の抗弁。

exceptio plurium (exceptio plurium concumbentium) 多数性的関係者の抗弁, 不貞の抗弁。父性確定訴訟において被告の男からなされる。

exceptio solutionis 弁済の抗弁。

exculpera (exkulpera) 無過失で行為したことを証明すること (責任を免れるために)。

exekut 執行債務者。

exekution 判決等の執行。狭義では utsökning* に同じ。generalexekution 参照。

exekutionsfordran 執行 (申立ての基礎となる) 債権。

exekutionskraft 執行力。exigibilitet (執行可能性) に同じ。

exekutionsrätt 強制執行法。通常, 破産法を含む法規 (の分野)。

exekutionstitel 債務名義。

exekutiv 執行部 (府)。国家の執行権力。

exekutiv auktion 強制競売。

exekutiv myndighet 執行機関。kronofogemyndigheten (執行官局) のこと。

exekvaturförfarande 執行確証手続。外国判決や外国仲裁判断の執行力を確証する裁判所の手続。

exheredera 相続権を剥奪すること。被相続人を殺害した者などは相続権を有しない (相続法15章)。

- exhibitionsplikt** (訴訟における) 検証物提出義務。
- exigibel** 執行可能な。反対は **inexigibel** (執行不可能な)。
- existensminimum** 生活に最小限必要なもの。人が自分自身、配偶者および扶養を要する子の生活の維持のために必要だとみられるもの。
- exklusivt bevis** 排他的 (独占的) 証拠。ある法律事実の存在に関する証拠としてそのみが許容される証拠。
- exklusivt forum** 専属管轄。
- exkusationsrätt** 証人義務等拒否権。例えば近親者の証言拒絶権。
- expedition** 公的機関の意思決定文書 (の送付)。通常、公的機関の行う決定、命令等 (の送付) を意味する。[外国語に訳しにくい語の一つ。例えば **expeditionschef** は各省の事務次官。]
- expeditionsministär** 臨時内閣。新しい内閣総理大臣が任命される手続きが進行中の期間機能する政府。
- expressis verbis** 明示された言葉で、明示的に。
- expromission** 債務引受。債務者の要請なしに任意的になされる債務の引受のこと。
- expropriation** 公用収用。公的目的のために所有権その他の財産権を強制的に取得すること。「公用収用法 (1972 : 719)」がある。
- expropriationsdomstol** 公用収用裁判所。公用収用に関する事件を管轄した特別裁判所。現在その管轄は不動産裁判所に引き継がれている。
- extinction** (従前の権利、抗弁等の) 消滅。
- extinktivt fång** 消滅取得、原始取得。
- extensive lagtolkning** 拡張的法解釈。lagtolkning もみよ。
- extritorialitet** 治外法権。immunitet もみよ。
- extradition** 外国への引渡し。逃亡犯罪人などの引渡しのこと。
- extrajudiciell** 非司法的。通常の訴訟手続法秩序の例外を成す措置や手続などについていう。
- extraordinär dispens** 特別の上告許可。原判決に再審や重大な訴訟手続違反の事由が存在する場合に認められる上告許可の名称。

extraordinär process (specialprocess) 特別訴訟。訴訟手続が訴訟手続法から部分的に乖離する、通常訴訟と異なる訴訟。例えば、出版の自由に関する訴訟、手形訴訟、離婚訴訟。

extraordinära rättsmedel 非常上訴。särskilda rättsmedel に同じ。

F の部

factum, faktum 事実。法文はこの意味で *omständighet* も用いる。

factum probandum 証明されるべき事実。証明の対象のこと。

factum probans 証拠事実。*bevisfaktum** に同じ。

factum superveniens (efterföljande omständighet) 後発的な事実。判決後（審理の終結後）に生じ、したがって既判力の範囲に包含されない事実をいう。〔スウェーデンの最高裁判所＝民事上告審は例外的に新たな事実問題について判断することもありうる（訴訟手続法55章13条）〕

factum villfarelse 事実の錯誤。

faktiskt fel 事実上の瑕疵。*fel* もみよ。

fakultativ 任意的。*obligatorisk* もみよ。

falsa demonstratio non nocet 誤記あるも全書面は無効とならず。文書の意味が明らかであるとき誤記等は問題にすべきでないということ。〔同一の表現が英米法の法諺にも存在する。英語では *A false description does not vitiate.*〕

falsk angivelse 虚偽告訴罪。故意に無実の人を告訴する罪（刑法15章六条1項）。故意ではないが、被告訴者について無実と考えるべき合理的な理由を有していたときは、*obefogad angivelse*（不当告訴罪）になる（同条2項）。

falsk tillvitelse 虚偽陳述罪。捜査機関に対し虚偽告訴に該当しない犯罪事実等に関する真実でない陳述をする罪（刑法15章7条1項）。故意ではないが、その陳述が真実でないと考えらるべき合理的な理由を有していたときは、*vårdslös tillvitelse*（過失虚偽陳述罪）になる（同条2項）。

falsk larm 虚偽の危険情報流布罪。生命、健康または大規模な財産の損

壊の危険が存在する旨の不真実の情報によって不要な安全措置を起因させた罪 (刑法16章15条1, 2項)。例えば虚偽の爆破予告。本条はこの種事案の増加による必要性から1977年に刑法に導入された。missbruk av larmanordning 参照。

falskt åtal 虚偽訴追罪。故意に無実の者を訴追する犯罪 (刑法15章5条1, 2項)。故意ではないが、被告人について有罪と考えるべき相当な蓋然性 (sannolikt) のある理由を有しなかったときは obefogd åtal (不当訴追罪) になる (同条3項)。本条は検察官、私的訴追者のいずれにも適用されることに注意。

falsus procurator, falsk fullmäktig 無権代理人。

familjerätt 家族法。狭義では相続法を含まないが、広義ではこれも含む。

familjstiftelse 家族財団 (基金)。主として特定の家族や人々の利益を擁護するための財団 (基金)。

fardag 用益不動産の明渡日時。契約または法律で定められた不動産の用益権者が不動産を明け渡すべき日時。土地法12章3条以下 参照。

faredelikt 危険犯。

fast egendom [real estate property] 不動産。jord (土地) により構成される財産で、jord から fastighet (法的な単位としての不動産)*が形成される。fastighetet には様々な tillbehör (従物)*が属する。直接的な従物は bygnad (建物) その他のいわゆる建物従物である。

fastighet [land unit] 不動産台帳・発記簿における一体としての不動産。fastighetsregister (不動産台帳・発記簿)* に登載されている、または登載されるべき一体としての不動産をいう。fast egendom 参照。

fastighetsbestämning 不動産区画決定。「不動産形成法 (1970:988)」により行われる現在有効な不動産の区画等の状況を判断する処分。なにかんづく従前の境界決定および土地測量の制度に相当する。

fastighetsbildning [land parcelling] 不動産形成。「不動産形成法 (1970:988)」により行われる既存の不動産の区画を若干の面で変更する措置。avstyckning (分筆等)*, klyvning (共有持分の分割等)*, sammanlä

ggning (併合)*としてなされる。

fastighetsbildningslagen 「不動産形成法 (1970:988)」。不動産形成, 不動産区画決定, 不動産形成関係訴訟および不動産台帳登録に関する規定を包含する法律。

fastighetsbildningsmyndigheten 不動産形成機関。不動産形成に関する問題を第一審として取り扱う公的機関。förrättningslantmätare (公的土地鑑定人) によりまたは場合によってはさらに2名の god man (形成執行者) を加えた構成でその職務を行う。

fastighetsbildningsmål 不動産形成機関の決定または措置に対して不動産裁判所に提起される訴え。

fastighetsbok 不動産登記簿。inskrivningsdomare (登記裁判官) が作成し, 全ての不動産台帳登載の不動産に関する権利の変動が記載された。現在は fastighetsregister (不動産台帳・登記簿)* がこれに代わっている。

fastighetsdomstol 不動産裁判所。特別の構成を有する若干の地方裁判所で, 不動産賃貸借, 公用収用, 環境破壊的活動および不動産形成等に関する訴えを管轄する。

fastighetsforum (forum rei sitae) 不動産所在地の裁判所の管轄 (裁判籍)。

fastighetsregister 不動産台帳・登記簿。「不動産形成法 (1970:988)」19章等に規定がある。

fastighetsreglering 不動産規整措置。複数所有者間の不動産の再形成のために用いられる不動産形成の措置。従前の隣接土地所有者間の所有権交換制度を再発展させたものといわれる。

fastighetsråd 不動産裁判所判事。不動産裁判所の専門家構成員。

fastställsetalan 確認の訴え。incident fastställsetalan (中間確認訴訟) は, stämning (召喚状=正式の訴え提起の形態)*なしに訴えの変更として許容される。

fatalier (fatalietid, frist) 期間。

fattigkonkurs 貧困破産。破産者の資産が破産手続の費用等に満たない破産の旧称。このような破産事件は avskrivning (除去)*される (「破産法 (1987:672)」) 10章。

faution 事後従犯。例えば窃盗罪に対する贓物罪。

favor defensionis 被告人の優遇。刑事訴訟において被告人は様々な面で検察官よりも有利な立場に置かれるという原則の表現。例えば、検察官は原則として公訴事実について証明責任を負う。

fel 瑕疵。faktiskt fel, rättsligt fel, rådighetsfel, objektivit (abstrakt) fel, subjektivt (konkret) felもみよ。

faktiskt fel 事実上の瑕疵。例えば、契約において表示されていたものよりも劣悪な状況であること。

fickstöld 掏り (刑法8章4条)。窃盗の重罪とされる。

fiduciarisk överlåtelse 信託的譲渡。

fingerad culpa 仮装的厳格責任。形式的には過失の範囲の問題に属するのに、実際には厳格責任として取り扱われる場合この責任が存在するといわれる。

firma 商号。

firmatecknare 会社代表者。直訳すれば「商号署名者」で、会社を代表して契約書等に署名する者」という意味である。

fircus 国庫。国家権力を行使せず、法生活において私人と同視される国をいう。

fiskevårdsområde 漁業管理区域。漁業関係の規整および共同利益の促進のために漁業権者により形成された区域。「漁業管理区域に関する法律 (1981:533)」がある。

fixavtal 確定期契約。弁済期が厳格に遵守されることが契約内容になっている契約。例えば確定期売買。

flyktfara 逃亡の危険。häktning (勾留)* の要件の一つ。

flykting 難民, 亡命者。

flyktingförklaring 難民認定。statens migrationsverket (移民庁)* が行

う外国人が難民の地位を有する旨の拘束力ある決定。

folkbokförning 住民登録。「住民登録法 (1991:481)」がある。婚姻, 出生, 死亡も登録される。住民登録済みの女性の子が国外で出生した場合も登録を要する。〔日本の住民登録とは異なり, 戸籍に近い面もある。〕

folkmord (genocidium) 組織的大量虐殺の罪。「組織的大量虐殺の刑罰に関する法律 (1964:169)」がある。

folkomröstning (referendum) 国民投票, 住民投票。統治組織法8章4条に基づく「国民投票法 (1979:369)」がある。地方自治体における住民投票については「地方自治体法 (1991:900)」5章34条等参照。

folkrätt 国際(公)法。

folkrättsdelikt 国家による国際法的規範の違反行為。

fondaktie 無償交付株式。

fondkommissionär 証券業者。この業務を営むには finansinspektionen (金融監督庁) の許可を要する。

fondpapper 株券その他の債券。株券おとび流通に置かれているその他の債券の総称。「有価証券業に関する法律 (1991:980)」1条 参照。

fora 管轄(複数)。forum の複数形。

force majeure 不可抗力。

fordran 債権。

fordringshäleri 債権贓物罪。贓物罪の一種で, 犯罪により取得された債権を主張, 譲渡などする罪(刑法9章6条1項3号)。

fordringsteckning 担保権の不動産登記。

fordringspreskription 債権の時効。「時効法 (1981:130)」がある。通常は債権成立後10年。犯罪による損害賠償請求権は原則として公訴時効の完成前には完成しない。

fordringsrätt 債権。fordran* に同じ。

fordringsägare 債権者。

forensisk 法的, 訴訟法的。

forensisk medicin 法医学。

formalavtal 要式契約。契約が有効に成立するためには一定の形式（例えば書面および証人）が要求される契約。

formell processledning 形式的訴訟指揮。訴訟の形式面，手続面に関する訴訟指揮のこと。

formell rättskraft 形式的確定力。rättskraft もみよ。

formkrav 形式の要請。formalavtal もみよ。

forskningsuppfinding 職務発明。

fortsatt brott 継続犯。

forum 管轄。複数は fora*。

forum arresti 被告の財産所在地の裁判所の管轄。

forum connexitatis 関連管轄。一つの犯罪または法律行為の管轄裁判所が，関連する複数の犯罪もしくは法律行為または複数人による犯罪もしくは法律行為についても管轄を有すること。

forum contractus 契約締結地の裁判所の管轄。

forum delicti 不法行為地の裁判所の管轄。

forum delicti commissi 犯行地の裁判所の管轄。

forum deprehensionis 身柄拘束地または召喚状（起訴状）送達のために出会った場所の裁判所の管轄。

forum destinationis 被疑者の乗る船舶が最初に到着した場所の裁判所の管轄。

forum domicilii 被告の住所地（通常は住民登録のある場所）の裁判所の管轄。

forum generale 一般的な管轄，普通裁判籍。民事訴訟では住所地，刑事訴訟では犯行地の裁判所の管轄。

forum hereditatis 相続，遺言，遺産分割等の事件に関する管轄。

forum negotii 営業場所の裁判所の管轄。

forum personae （被告の住所地の裁判所の管轄）* forum domicilli に同じ。

forum privilegiatum 特権管轄。例えば最高裁判所や高等裁判所は若干の上級公務員の犯罪について第一審の管轄権を有する。

forum prorogatum 合意管轄。

forum rei sitae 係争物所在地の裁判所の管轄。

fosterfördrivning 妊娠中絶, 墮胎。illegal abort もみよ。

fraktavtal 物品運送契約。

framkallande av fara för annan 他者に危険を惹起する罪。重過失により他の者に生命や重大な身体傷害等の危険を生じさせる犯罪（刑法3章9条）。

fredsplikt (fredförpliktelse) (労働法の) 平和義務。

frie aktie 譲渡自由株式。

fri bevisprövning 自由証拠審査主義。法定証拠主義と異なり, 証拠方法の利用に関する制限(証人適格など)がないこと, 裁判官が提出された証拠の証拠価値を自由に判断できることの双方を含む。後者がfri bevisvärdering(自由心証主義)である。[後者に着目して自由心証主義と訳することもできようが, ややミスリーディングである。拙著『訴訟における主張・証明の法理』79頁 参照。]

fri dispositionsrätt 生存配偶者の自由処分権。生存配偶者は遺産財団の財産全部について生活の中で法律行為によって自由に処分できるが, 遺産財団における自己の相続分を超える部分について遺言で処分することはできないことを意味する。

fri-och rättigheter 自由および諸権利。Regeringsformen(統治組織法)* 2章が定める基本的な自由および諸権利のこと。rättighetskatalog もみよ。

fri uppfinning 自由発明。従業者発明のうち職務発明に属しないもの。

frigång 施設外労働。服役者が昼間刑務所外で働くこと。

frigörelsetid 解放期間, 弁済期間。債務者が給付を履行する権利を有する期間。弁済期は förfallotid* という。

frihetsstraff 自由刑。

friskrivningsklausul 免責条項。一般的に課せられている義務、例えば売買の目的物に関する瑕疵担保責任を免除する旨の条項。どの程度までそれが有効かはしばしば困難な問題である（「契約法（1990：931）」36条によりその無効性が問題となりうる）。

fritt partsförhör 自由な当事者尋問。真実保証のない当事者尋問のこと。
partsförhör もみよ。

frivård 矯正施設外における犯罪者の保護。

fructus 果実。

fructus civilis 民事果実、法定果実。例えば賃料。

fructus naturaris 天然果実。

fructus percipiendi 収取されえた（されるべき）果実、通常の果実。通常得べかりし、現実には得られなかった果実、例えば貸室の賃料所得なども含む。

fråntagningsrätt（密猟・漁者から武器、漁具等の）剥奪権。avtäktもみよ。

främjande av flykt 逃亡援助罪。拘禁・勾留その他法的に身柄を拘束されている者の逃亡を援助する罪（刑法17章12条。）

främlingsrätt 外国人法。外国人の権利・義務に関する法規の総称。

FT-mål 少額訴訟。FTは förenklat tvistemål（簡易化された民事訴訟）の略称。småmål もみよ。

fullbordanspunkt（konsumtionspunkt, perfektionspunkt）既遂点。犯罪行為が構成要件を完全に充足する段階に達した時点。

fullföljd av talan 上訴。

fullföljdshänvisning 上訴に関する教示。判決（判断）にあたって当事者に対し上訴に関する必要な情報を与えること。

fullgörelsetalan 給付の訴え。

fullmakt ①第三者に対する代理権の表示、授権行為。「契約法（1915：218）」2章が規定する。②いわゆる fullmaktstjänst（授権官職）* への任命の証拠。

fullmaktstjänst 授権官職。若干の上級官職，例えば正規の裁判官職への任命の形式。この官職の保持者は特別に保護された地位を有し，法定の手続による訴追等の後にのみ解任されうる。

fullmäktig 代理人。代理権を有する者。

fungibel egendom 代替可能な財産。(人間が見て) 個々の構成部分が個別的な特性を欠くような財産，例えば金銭，コーン，ガソリン。

fur semper in mora 盗人は常に遅滞の中にある。不法に領得した財産を返還する義務は，領得と同時に発生するということを表現する文。

fusion (株式会社等の) 合併。

fyllnadsborg 補完的保証。物的担保で弁済を受けることができない債権部分のための保証。

fyndförseelse 遺失物等横領罪 (刑法10章8条)。

fysisk person 自然人。

fång 所有権取得原因。laga fång もみよ。

fångeshandling 所有権取得原因証書。所有権の取得が基礎づけられる書面で，不動産の所有権取得登記申請の際に提出することを要する。

fångesman 所有権取得原因における前主。

fängelse 拘禁 (刑法26章)。従前のfängelse (懲役)，禁固，勾留を一本化した自由刑。[従前の懲役と同名だが，懲役という訳語は避けるのが普通である。]

följdskada 結果的損害。犯罪の結果として事後に生ずるような損害。
omedelbar skada (直接的損害) は犯罪の瞬間に生ずる損害。

föranvändarrätt (特許権等における) 先使用权，先用権。

förarbeten 立法準備資料，立法理由書。国の立法調査委員会の報告書に始まる proposition (詳細な立法理由を含む法案)* その他立法作業の資料をいう。スウェーデンの法律家にとって判例とともに法解釈上最も重要視される資料である。[立法調査委員会の報告書は極めて詳細かつ周到なもので，すでに法案およびその理由さらに所要予算額の算定までも含んでいる。SOU (statens offentliga utredningar (国の (立法) 調査

委員会)の略)として公表される。スウェーデンの立法過程は最高度の精細さと透明性によって特徴付けられるが、SOUはその第一段階を成す重要文書である。]

förargelseväckande beteende (公共の場所で)無秩序な行動をする罪。公共の場所で騒音を発生させるなど公然と無秩序な行動をする犯罪(刑法16章16条)。

förberedelse ①犯罪の予備。②民事訴訟における準備手続。

förbjudna led 禁止された親等。婚姻障害が存在する血族(かつては姻族も含まれた)。

föregivande av allmän ställning 公的地位詐称罪(刑法17章15条1, 2項)。軍人等の制服, バッジ等を着用する行為を含む。

föregivande av ställning såsom advokat 弁護士詐称罪。弁護士でない者が弁護士の称号を用いるのは刑法上の犯罪で, 罰金に処せられる(刑法17章15条3項)。ただし, 外国の弁護士には適用されない(訴訟手続法8章9条2項)。(拙訳「訳注スウェーデン訴訟手続法(1)」72-73頁参照。)

förening ①団体, 社団法人(会社形態でないもの)。②併合罪における統合的な科刑(刑法30章3条)。③訴えの併合。

föreningsfrihet 結社の自由。統治組織法2章1条が定める基本的自由および権利の一つ(1項5号)。

föreningsrätt 団体結成・加入権。使用者および労働者双方に認められる。「労働生活における共同決定に関する法律(1976:580)」(略称MBL)7条以下が規定する。

föreskrift 規程。公的機関の決定によって成立する拘束的な規則の総称。

företagareansvar 事業者責任(刑事)。事業者としての独立の責任で, いわゆる使用者責任とは異なる。

företagsbot 企業罰(金)。事業活動において犯した罪について事業者科せられる罰(金)。刑法36章7条以下に規定がある。

företagshemlighet 企業秘密。「企業秘密の保護に関する法律(1990:409)」がある。know-how 参照。

företagshypotek 企業抵当権。企業の動産を対象とする抵当権。「企業抵当権に関する法律 (1984 : 649) がある。その前前身は förlagsinteckning, 前身は företagsinteckning とよばれる企業用動産の抵当権制度である。

företagsuppfinding 企業発明, 職務発明。

förfall 不出頭等の正当な理由。laga förfall もみよ。

förfallaoklausul 期限の利益喪失条項。割賦払契約において支払が遅延した場合に期限の利益を喪失し, 残額全部について直ちに弁済期が到来する, などの条項。〔わが国の失権約款のように, 期限の利益の喪失に加えて売主がすでに受け取った代金の支払を要しないなどの条項は含まない。こちらは förverkandeklausul (権利喪失条項)* の問題である。〕

förfallotid 弁済期。frigörelsetid 参照。

förfälsking av fast märke 確定証憑歪曲罪。偽造罪の一つで, 境界標識, 水位標識等を移動, 除去, 損壊しまたは誤った箇所に設置するなどし, それが証拠関係の危険を意味する犯罪 (刑法14章8条)。

förfälskiningsbrott 偽造罪。刑法14章が規定する各種の偽造関係の犯罪の総称。

författarrätt 著作権。著作者がその著作物について特別に有する権利。
upphovsrätt 参照。

författning ①憲法。②法令。föreskrift 参照。

förfång 損害。多様な意味で用いられてきたが, 現在ではおおむね skada (損害) の同意語といわれる。

förföljningsrätt (獲物の) 追求権。狩猟の獲物を他人の狩猟区域にまで追求する権利。

förförelse av ungdom 少年誘惑罪。代償を与えるなどして18歳未満の者と性的交渉をもつ犯罪 (刑法6章10条)。〔1998年に「買春禁止法 (1998 : 408)」が制定され, 成人からの単純買春も犯罪化された。その刑罰は罰金または最高6月の拘禁で少年誘惑罪と同じ。〕

förgripelse mot tjänsteman (暴力の行使またはその脅迫を伴わない) 公務執行妨害罪。刑法17章2条が規定する。暴力の行使またはその脅迫を伴う

公務執行妨害罪は同章1条。

förgöring 動植物に対する危険惹起の罪。毒物、悪性の病気、有害な動物等の使用、拡散等によって動植物に対す一般的な危険を惹起する犯罪 (刑法13章8条)。

förhandlingsprincipen 弁論主義。広義においては *dispositionsprincipen* (処分権主義)* も含む。

förhandlingsrätt (労使団体の) 交渉権。使用者および使用者団体または労働組合の、雇用条件の規整やその他の労使関係に関する交渉を求める権利。

förhandsbesked 暫定的決定の事前開示。公的機関が暫定的に決定の事前開示を行うこと。終局的決定においてこれと異なる私人に不利益な判断ができないという意味で公的機関にとって拘束的である。例えば、「課税問題における暫定的決定の事前開示に関する法律1998：189」がある。同法における事前開示の申請は *riksskatteverket* (国税庁) を相手方として *skatterättsnämnden* (税法委員会) に行う。案件は同法2条所定の重要なものに限られる。同委員会は最大14名の委員で構成され、2つの部に分かれている。その決定に対しては行政最高裁判所に不服の申立てができる。

förhörsvittne 尋問立会証人。「市民証人に関する法律 (1981：324)」がある。

förklarande 抗告事件の相手方、抗告被上訴人。抗告人、抗告上訴人は *klagande**。

förklaring 抗告事件の相手方の答弁 (書)。

förkontrakt 契約の予約。

förköpsrätt 先買権。とくに地方自治体が不動産について有する。「先買権法 (1967：868)」がある。

förlag 犯行の費用としての金銭。犯罪行為に関連する必要な費用として与えられる金銭のこと。

förlagsavtal 出版契約。

förlagsbevis 劣後債権証拠。債務者が *insolvens* (支払不能)* の場合、他の全ての債権がその配当を受けた後に支払が受けられる債権に関する証拠。しばしば *enkelt skuldebrev* (単純債務証書)* として振り出される。

förlagsrätt 出版権。出版契約に基づく出版者の権利。

förledande av ungdom (文書・図画による) 年少者誘惑罪。児童・少年の間に誘惑的作用をするなど徳育上重大な危険を伴う内容の文書・図画を頒布する犯罪 (刑法16章12条)。児童・少年の年齢的限界は定められていないが、本罪は主として学校生徒への頒布の禁止を意図しており、大学生および兵役義務者は対象外とされる。*otillåtet förfarande med pornografisk bild* 参照。

förlikning ①和解契約。和解契約に関する一般的規定は見当たらない。
② *processförlikning* に同じ。

förlikningssammanträde 和解集会。①破産手続において届出債権に対する異議の有無を処理する破産債権者集会。②民事訴訟において和解勧誘を行う集会。

förlust 損害額。*skada* (損害) に対する金銭での評価額。「評価された損害」のこと。

förmyndarskap 後見。法定後見は *legalt förmyndarskap*。後見人は *förmyndare*。*vårdnad* 参照。

förmånsrätt 優先弁済権。「優先弁済権法 (1970:979)」が権利の内容および優先順位等について定める。わが国の先取特権とその他の物的担保権を含む概念といえる。*allmän förmånsrätt*, *särskild förmånsrätt* もみよ。

förmånstagare 保険金受取人。

förmögenhetsbrott 財産罪。私人の財産に対する各種犯罪の総称。

förmögenhetsgemenskap 合有。*egendomsgemenskap* もみよ。

förmögenhetsrätt 財産法。*civilrätt* (民事法, 私法)* の一領域としての財産法をいう。

förmögenhetsskatt 資産税。

förnekande (訴訟法上の) 否認。bestridande 参照。

förnekande av underskrift 署名否認罪。文書における自己の署名を否認し、それが証拠関係に危険を意味する犯罪(刑法15章13条)。

förolämpning 個人的名誉毀損。被害者のみに対する名誉毀損(刑法5章3条)。同じことが第三者に対しても行われるときは förtal (通常の名誉毀損)になる。förtal, ärekränkning もみよ。

förordning ①政令。その憲法上の根拠は統治組織法8章13条。②EUの法令。加盟国に直接的に適用され、かつ関係者に拘束的な規範。EG-rätten 参照。

förpakta 賃貸する、賃借する。

förpanta 物的担保権を設定する。

förrättningsman 執行人。強制執行事件を取り扱う kronofogde (執行官) または kronofogdemyndighet (執行官局)* の職員のこと。

församling 教区。最小単位の教會的地方自治体。

församlingsfrihet 集会の自由。原則として自由に、政治的、宗教的その他の意見を表明・交換するために集合する権利。

förskingring 横領罪。刑法10章1, 3条が規定する。undandräkt 参照。

förskott å arv 相続人に対する生前贈与。相続法6章が規定するが、相続人の相続分から控除されることになる。

första inställelse (民事訴訟事件および私的訴追事件における) 第一回口頭準備手続期日。

försträckning 消費貸借。

försvarare (被疑者・被告人の) 弁護人。

försäkringsavtal 保険契約。保険契約者は försäkringstagare, 保険者は försäkringsgivare, (損害保険の) 被保険者は försäkringshavare。

försäkringsbrev (polis) 保険証券。

försättande i nödläge 人を危急状態に陥れる罪。不法な強制または詐欺的行為により人を兵役、労役等ならびに外国における迫害や性的搾取等

の危険ある状況に陥れる犯罪（刑法4章3条）。

försök till brott（犯罪の）実行の着手。förberedelse 参照。

försökspunkt（犯罪の）実行の着手時。fullbordanspunkt 参照。

förtal（通常の）名誉毀損。förolämpning, ärekränkning もみよ。

förtida arv 事前相続。förskott å arv（相続人に対する生前贈与）*の旧称。

förtroendemannalagen 労働者職場代表法。「就労場所における労働者職場代表の地位に関する法律（1974：358）」のこと。本法によって労働者職場代表の権利が保障されるにいたった。

förundersökning i brottmål 刑事訴訟事件における捜査。

förvaltare 成年後見人，管理人。親子法11章7条等に規定がある。

förvaltningsdomstol 行政裁判所。行政訴訟法による訴訟を管轄する裁判所。通常行政裁判所は länsrätt（行政地方裁判所），kammarrätt（行政高等裁判所），Regeringsrätten（行政最高裁判所）から成る。

förvaltningsforum 管理財産管轄。他人の財産の管理に関する紛争について管理が行われている場所の裁判所が有する特別管轄。

förvaltningsrätt 行政法。行政法と statsrätt（国制法，憲法）*は往往合して offentlig rätt（公法）*とよばれる。〔スウェーデンには行政法という名称の法律が存在する。「行政法（1986：223）」がそれであるが，その実質は行政手続法である。拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』174頁以下にこの法文の全訳が掲載されている。〕

förvandlingsstraff 交換刑，換刑処分。bötesförvandling もみよ。

förvanskning av familjeställning 家族の地位の歪曲の罪（刑法7章3条）。ある子に他人の子の地位を虚偽的に作出し，または公的機関へ家族の地位に関する虚偽の届出をするなどの犯罪。

förvanskning av urkund 文書偽造の軽罪（刑法14章2条）。文書偽造（刑法14章1条）が軽微な事案であるとき（例えば現金支払の領収書の偽造）は，文書偽造の軽罪になる。urkundsförfalskning もみよ。

förvar（犯罪捜査における）保管。警察または軍が beslag（押収）*の処分

がなされるまでの間一時的に若干の印刷物を保管すること（訴訟手続法26章3, 4条等）。

förverkande ①(刑法の) 没収, ②(民法の) 失権。

förverkandeklausul 権利喪失条項。自己の契約違反行為に基づき契約が解除されたとき、その当事者は相手方に支払った金員または給付した物について原状回復請求権を喪失する旨の契約条項。このような条項はしばしば無効とされる。lex commissoria もみよ。〔förfalloklausul (期限喪失条項)*との違いに注意。〕

(以下次号)

中間の後記

「はじめに」では他の課題と並行してやると書いたのだが、実際に取り組んでみると結構面白くて、最近はおっぱらこれに熱中しており、他の課題は放置したままのような有様である。その代わりこの仕事は予想外に早く仕上がるという気がする。仕事に向かう気持の流れに棹さしてゴールを目指したいと思う。

(2005年1月初旬)